

平成18年度マスターセンター補助事業

循環型社会とは なにか、 報告書

「地方における循環型社会の実現」
にかかる調査研究事業

平成19年1月

社団法人中小企業診断協会
福島県支部

浅田正文

大和田利明

大和田宏

亀山孝之

菅野覚

今野孝敏

高城卓也

藤田一巳

三浦政一

渡辺正彦



平成18年度マスターセンター補助事業

循環型社会とは なにか

「地方における循環型社会の実現」
にかかる調査研究事業

報告書

平成19年1月

社団法人中小企業診断協会
福島県支部

浅田正文

大和田利明

大和田宏

亀山孝之

菅野覚

今野孝敏

高城卓也

藤田一巳

三浦政一

渡辺正彦



はじめに

最近の新聞紙上を賑わしている記事のひとつに「まぐろの漁獲量削減」の記事がある。近年、鳥インフルエンザの影響等からヨーロッパ、アジア各国でもまぐろを消費するようになり漁獲量が増加、そのためまぐろ資源を保護する目的から各海域において漁獲量の削減が実施、検討されているというものである。

この記事を持ち出すまでもなく、「地球にやさしい」をキーワードとする時代の流れを象徴する事象は枚挙にいとまがない。もともとはアメリカのマーケティング用語から発生し、「健康と地球環境の持続可能性を志向するライフスタイル」を意味する「ロハス」、イタリアのピエモンテ州から始まり食の地産地消を目指す「スローフード」、2004年ノーベル平和賞を受賞したフガリ・マータイ氏が国連女性地位委員会で唱和したこと端を発する「もったいない運動」等々である。

また、国内においても上記の他レジ袋削減運動、クールビズ、ウォームビズ、普通自動車の販売低迷と対照的に前年同月比プラスが続く軽自動車の新車販売台数等々省資源、環境保護に関する動きは活発である。

この動きを法律面から見ると、平成7年に容器包装リサイクル法が制定され、平成12年4月に完全施行された他、家電リサイクル法、建設リサイクル法等各リサイクル法が次々と制定、施行され、平成12年6月には循環型社会形成推進基本法が制定され、平成13年に施行された。同法第2条では循環型社会を「製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）としての処分をいう。以下同じ。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう」と定義し、3R（Reduce、Reuse、Recycle）の実践が循環型社会であるとしている。そして同法の個別法であるグリーン購入法では「環境物品等に関する適切な情報を提供するとともに国等の公的機関が率先して環境物品等を調達する」ことを制定し、公的機関が地球にやさしい行動を率先垂範することをアピールしている。

次に地域社会に眼を転じてみると、かつては地域内で循環型社会が自然発生的成立していたものと思われる。地方は第一次産業を主体とし、これを加工製造する第二次産業、流通させる第三次産業がそれぞれ独立して存在し、一部過剰品の域外移出（特産品、名産品）、不足品の域外からの移入があったにせよ地域内で経済が循環し、完結していた。しかし戦後の高度成長社会のなかで全国的な分業体制が確立し地方には安価な生産コストを求めて工場の進出が相次ぎ地域内における循環型社会は崩壊していった。それでも高度成長が続いているうちは地方もその恩恵に与り成長・発展を遂げてきたが、グローバル化が進むとより安価な生産コストを求めて生産拠点は海外へと移転してしま

った。その結果、本社機能や研究開発部門を持たない工場が集積していた地方の工業団地は空き地や空き工場が目立つようになった。

地域経済は衰退し中央と地方の格差問題に発展してきている。現在、各地公体は循環型社会の再構築に向けて活発な活動を行い始めている。そして循環型社会の再構築こそが持続可能な地域活性化の切り札になると考えられている。スローフードもイタリアの地方から発祥した。

このように20世紀の大量生産・大量消費社会から21世紀は循環型社会へと宇宙船地球号は大きく舵を切っている。

以上のような時代背景において我々中小企業診断士、特に地方に拠を構える診断士は、地域再生に向けてどのように循環型社会の構築に関わり、貢献していくことができるのだろうか。

本件は中小企業診断協会福島県支部の調査・研究担当理事である渡辺正彦先生が「地方に於ける循環型社会の実現のために」というテーマでドッキングゲートを開放し、福島県支部会員にゲートインを呼びかけるとして初めての試みに応じたレポートの集合体である。

そのため体系的にはまとまってはいないが、ゲートインした先生方は三浦福島県支部長をはじめ全員が同じ診断士ではあるが、キャリアも幅広くまさに多士済々であり、テーマも非常に幅広くなっている。また、一つ一つが完結したレポートであることから重複する部分も見られるが、先生各位の考え、意見を忠実に表現するため敢えて内容の調整等は行っていない。

なお、掲載順はドッキングゲートにドッキングした順であり、テーマとは関係ないことも付記しておきたい。

平成19年1月
プロジェクトチーム総括 高城 卓也

目次

はじめに

第1章	地域再生戦略としての循環型社会再構築	渡辺 正彦
	1. 循環型社会実現の為のドッキングゲートの開設	2
	(1) 今、何故循環型社会なのか	2
	(2) グローバルな循環とローカルな循環	3
	(3) 循環型社会の概念の更なる深化	3
	(4) 循環型社会実現の為のドッキングゲートの開設	4
	2. 地域循環型社会の再構築 — 森林資源をテーマにした再構築の試み —	6
	(1) 林業を取り巻く環境	6
	(2) 循環型社会の考え方から何が見えてくるか	7
第2章	地域産業構造と地場産業からの循環型社会の再構築	三浦 政一
	まえがき	
	1. 国や地方行政等の政策から	12
	(1) 国の法律や政策	12
	(2) 福島県の政策	13
	2. 業界・個別企業に見られる取り組みから	15
	(1) 日本チェーンストア協会	15
	(2) ヨークベニマルの環境対策の推進(特に農産物関連のみの概略)	15
	3. 関連学会の意見から	15
	(1) 「環境保全型・地域資源循環型農業と地産地消活動」	15
	(2) 「クイーンズ伊勢丹調布店・仙川店と近隣農家のタイアップで生ごみ処理」	16
	(3) 「環境型農業」	16
	4. 中小企業診断士の立場からのまとめ	16
	(1) 機能的側面から	16
	(2) それぞれの生き残り上の側面から	17
	(3) 循環型の農業・商店街の連携ではどのような効果が考えられるか	17
	(4) 循環型社会実現でコストパフォーマンスが有利に働く	18
	(5) 安全・安心の側面から	18
	(6) 自然と資源と生存の側面から	18
第3章	循環型地域社会の形成は、人的資源の地域循環から	亀山 孝之
	1. 地域とは	20
	2. 地域と企業と人	20
	3. 地元の人材の活用を	21
	4. FPの場合	22
	5. 地域の人間関係づくり	23

第4章	地方における循環型社会の実現のために ― 農業を例にとって	浅田 正文
1.	循環の意義	26
(1)	循環とは	26
(2)	循環の意義	26
(3)	国と福島県の取り組み	27
2.	農業における循環	27
(1)	レインボープラン	27
(2)	あだたら野菜クル	29
(3)	福島県の他の例	31
3.	循環の環と地産地消	32
(1)	地産地消の特徴	32
(2)	課題と経営管理	33
(3)	地産地消ならではの	34
(4)	終わりに	35
第5章	循環型社会実現のための環境施策 ― 廃棄物処理とサイクル「建設廃棄物」―	藤田 一巳
1.	国及び地方自治体の法制化の現状	38
(1)	国の廃棄物全般に対する法制化への取り組み	38
(2)	「建設廃棄物」に関する法制化	41
(3)	福島県における取り組み	43
(4)	福島県内業界への対応	44
(5)	県内市町村における取り組み状況	47
2.	建設業および関連産業(業界)の経営環境	47
(1)	東北地方における建設業の現状	47
(2)	建設業界の対応策(指針)	48
(3)	関連産業(再資源化業界等)の動向	50
3.	循環型社会形成のための方向性	51
(1)	企業連携による取り組みについて	51
(2)	企業連携のメリットについて	52
(3)	福島県内の「建設廃棄物」処理に関する連携例と支援機関	52
第6章	「事業継承・自社株対策」について	大和田 利明
1.	事業継承対策が必要な理由	58
(1)	中小企業を取り巻く環境の変化	58
(2)	全体の6割を占める親族内の事業継承	58
2.	親族内継承の自社株対策をとる前提	58
(1)	後継者が承継しやすい環境を整備する	58
(2)	自社株の評価が高い原因を経営者と承継者が分析、把握する	59
3.	自社株の評価を下げる対策	60
(1)	純資産価額を下げる対策	60

	(2) 類似業種比準価額を下げる対策	61
	4. 事業継承者に対する自社株の委譲	61
	(1) 暦年課税制度による生前贈与の活用	61
	(2) 相続時精算課税制度による生前贈与の活用	62
	5. 相続発生時の納税資金の対策を考慮する	62
	6. まとめ	62
第7章	開発途上国の森林保護問題 — ベトナムの場合 —	大和田 宏
	1. はじめに	66
	2. 開発と環境保護の関係	66
	3. 森林資源の現状と回復	66
	4. むすび	67
第8章	蓬萊団地における循環型社会へ向けた取組み	今野 孝敏
	1. 蓬萊団地の現状	70
	(1) 蓬萊団地の位置	70
	(2) 蓬萊団地の沿革	70
	(3) 蓬萊町の人口動向	71
	(4) 蓬萊団地の課題	71
	(5) 団地再生へのカギ	72
	2. 空き家を活用した小規模多機能ハウスの開設	73
	(1) 小規模多機能サービス拠点	73
	(2) ミニデイサービスの運営	73
	(3) サポート事業	74
	3. 社会ストックとしての住宅のリフォーム住み替えシステムの検討	74
	(1) 空き家・空き地化する要因	74
	(2) 今後の課題	75
	(3) 住み替え・リフォームシステムの構築	75
第9章	循環型社会に適応した創業活動	菅野 覚
	1. 創業の実態	78
	2. 創業塾・第二創業塾受講者の実態調査	81
	3. 実態調査からみた課題と対応策	82
	(1) マーケティング	83
	(2) 人材確保	83
	(3) 資金調達	83
	4. 循環型社会に適応した社会起業家	83

おわりに

第1章

地域再生戦略としての
循環型社会
再構築





1. 循環型社会実現の為のドッキングゲートの開設

(1) 今、何故循環型社会なのか

地方の衰退、中央と地方の二極化、地域間格差の拡大等の問題が十数年来叫ばれてきている。今や地方の「劣後化」は固定観念化してきているといった感がある。同時に主に環境問題の視点から最近クローズアップされてきた循環型社会の概念は、真に持続可能な社会の実現の為のキーワードとしてその地位を確固たるものにしつつある。この二つの現象は我々地方に生まれ育ち生活の拠点を地方に置き地方で働いているものの視線の中では、「地方の再生」「地域経済の活性化」といった観点を触媒として融合するように思う。

即ち、超長期的な時間軸ではあるが、経済現象の面から見れば、地方に於いては、かつては、緩やかな地方経済エリアの中で循環型社会が持続的に存在していた。いわば、「地産地消」が主であり、その余剰が域外へ移出されていたと言える。エリアのなかで、第1次産業が生産し、第2次産業がそれを製品に加工し、第3次産業が財やサービスとして販売し、その産業連関のなかでの経済波及効果を域内の人々が充分に享受できるシステムが自然体で循環していたと言える。その結果として、その地域のなかで、経済的に人々の生活が保障され、田舎や山村でも純朴な生活の営みが持続され定着していた訳である。

しかし、資本主義社会の進捗プロセス（成長が後退かは不明）のなかで、一方で競争原理や市場原理が助長され、資本力や情報力の優位性が支配的になりまた一方でグローバル化が進展し国際的分業化の時代を迎え、次第に地方での域内循環の環（わ）が消失し、地方経済がマクロな経済循環の環から外されていった過程が現在の姿として現出していると言える。

端的に言えば大企業にとってかつては地方の中小企業が下請として必要不可欠な存在であったが、今や、海外の賃金の安い現地法人にその果たすべき機能は簡単に置き替えることが可能であるし、特に製造業に於いては、一つの製品の全ての製造過程を一社でこなすような中小企業は大部分地方から姿を消しているといった現状である「地方のパーツ化」

商業で言えば、どの地方都市の郊外にいても、立ち並ぶ商業施設やストアの風景は皆同じようなものになってしまっているし、また伝統的地場産業にしても、本来はその地方の生活から生まれ、或は、その地方の生活の向上の為に移入されてきたものであるが、今やその地の人々から消費・購入されるといよりは、観光みやげ品や特産品として、どの地方にいても同種の商品がみられるといった様相がある。「地方の平準化」「地方のアイデンティティの喪失」

このような地方の状況を踏まえ、本来の地方の再興を考える為には循環型社会の視点が非常に重要なものとなってくる。

（２）グローバルな循環とローカルな循環

それでは、一方でグローバルな経済が発展するのであれば、他方でローカルな経済も確固たる地位を築き上げることは出来ないだろうか。グローバルな循環とローカルな循環、この中心軸の相違する二つの環を如何にマッチングさせていくか。実は福島県こそ、このモデルケースとして適した地方ではないのだろうか。福島県の産業構造の特質として、スカイライン図表などでも明らかな様に、電力と電気機械、食料品、そして地方に特有の建設業がその主要な位置を占めている。電力は当然に原発を中心とした最大級の関東への電力移出県であるし、電気機械は関東隣接県としての立地等から全国的にも高い水準の進出企業立地県である。他方、食料品は地場の種々の農産物、特に果物は美味しく、ソバの耕作面積は全国第2位、カンゾも全国でトップクラスの水揚げがある。そして建設業は地方に於いては、裾野の広い業種として雇用吸収に貢献してきている。端的に言うなら、アグリと建設業と進出企業の融合。いずれにしても当県でこそ、グローバルとローカルの循環の環の融合・調和を全国のモデルケースとして試みる充分な素材と環境が揃っていると考えられる（最近グローバルとローカルを組み合わせた「グローカル」という言葉が登場してきたことに変に興味を抱いている次第である）。沢山のローカルの循環の環がグローバルな循環の環とつながりとした接点をもち共動している状況こそ地方の活性化の姿であると考え。

（３）循環型社会の概念の更なる深化

先般、テレビでの経済討論のなかで、ある解説者が今の景気や格差の問題を「風呂に例えると焚き始めて上りの表面の一部が熱いが下の殆どは水の状態である」と言っていた。

二極化や格差の問題の解決への大切な視点はこれらを中和・循環させることができる循環型社会の視点であると思う。また行き詰っている工業化社会から脱するためには、それ以前の社会、失われた社会、農業中心の社会にも視線を戻し、もう一度時間軸を廻してみる必要があるし、そのためのキーワードはやはり循環型社会ではないだろうか。単にCO₂を削減するための施策だけではなく、結果としてそれを実現するための経済的にも成立する社会システムの受け皿としての循環型社会が必要ではないだろうか。「経済」「社会」「環境」の調和・バランスの取れたシステムが今求められているように思う。「地産地消」の概念は、その自己論理・企業論理の限界や経済原則のロジックから既に限界が見えてきている様に思う。その真に目指すべきものを内包した、これを超える概念こそ「（地域）循環型社会」であると考え。

有名な話であるが、ベンジンの分子構造を研究していたドイツの化学者ケークレは、蛇がその尾を口にくわえる夢をみたことにより分子構造が炭素の環であると考え解決することが出来た。心理学者のユングはマンダラの研究でも知られているが、円や環は、いろいろと多面的な心の全体性をあらわしており、そこには人間と自然全体とのあいだの関係までが包含されているとしている。経済的にも社会的にも環境的にも行き詰った現代社会を修復し、再構築していく為の思考的キーワードを筆者は「循環



型社会」の概念の中に見い出すところである。

（４）循環型社会実現の為のドッキングゲートの開設

以上の問題意識をもって、県内の中小企業診断協会の先生方に対し以下の要領で「地方に於ける循環型社会実現のため」のドッキングゲートを設置し、呼びかけた結果が本報告書である。

平成18年10月10日

会員診断士各位

調査・研究事業担当理事
渡辺 正彦

2000年に制定、2001年に施行された「循環型社会基本法」は、循環型社会の定義を「循環型社会とは廃棄物の抑制、循環資源の適正な処分の確保によって、天然資源の消費を減らし、環境への負荷を低減する社会」としています。

この循環型社会の実現なくして将来世代の持続可能な社会の実現はあり得ないものであるし、特に地球環境の現在を考えた場合、早急に対応すべき現代社会の課題といっても過言ではないと思います。

一方、特に地方の（経済）社会に眼を転じますと、かつては地域社会のなかで、かなりの部分循環型社会が存在し機能していた訳ですが、高度経済成長期から現在のグローバル化の進展を通じ国際的分業化や生活様式の大きな変化、更には、様々な産業分野に於ける構造変化等により、次第に環境型社会が崩れていったとの見方も出来るかと思えます。特にその崩壊の様相は二極化にさらされている地方に大きく現出しているような気がしますし、循環型社会の再構築は、地方（経済）社会からこそ構築していくべきものとも感じております（地域循環型社会の視点は環境問題を出発点とはしていませんが、結果として、工業化社会等現代社会の行きつまずきや限界を解決し環境問題への対処にも繋がると考えます）。

以上のような問題意識をもちまして今年度の支部調査研究事業につきましては「地方に於ける循環型社会の実現の為に」といったテーマで、広く会員の皆様より夫々の関心分野から執筆頂き、最終的に数名のプロジェクトチーム内でそれらを有機的に結合させ、そこに地方からの発信としての循環型社会の将来像を報告書の中に投影してみたいと考えております。

つきましては、大変幅広いテーマであり、以下に循環型社会として想定される様々なドッキングゲートの例を表示させて頂きますので、これらを参考にゲートインして頂ければと思います。（勿論、この他にも様々な断面・切口はあると思いますので、これらに捉われる必要はありません。尚、項目は中小企業診断士としてビジネスの面に関連づけております）。

循環型社会実現のためのドッキングゲート





2. 地域循環型社会の再構築 ——森林資源をテーマにした再構築の試み——

(1) 林業を取り巻く環境

林業衰退の要因と現状

林業衰退の大きな要因(何故森林が荒廃しているか)となっているのは、高度経済成長期に於ける木材需要の急増に対処する為の過密な植林と、その後の国産材の需要減退からくる人工林の放棄という点が挙げられる。日本の林業政策は第2次大戦後の高度成長期に於ける木材需要の急増に対応する体制を整える為、1964年に「林業基本法」が制定されている。(以後37年間見直しされず)同時に急増した需要に対応すべく海外から外材の輸入が増加し、南洋材、北米材、北洋材(ロシア)等の単価の安い木材の大量輸入が実現し、結果として国産材の市場が狭められていったといえる。この外材の輸入増加は、輸出国の環境政策の未整備により結果的に熱帯雨林等の伐採を後押しし、地球環境問題からも国際的に批判される木材供給体制を助長したことも否めない。

長期的に見ればその後の住宅需要低迷やパネル材等の普及や総体的な木材使用の減少等構造的な要因も重なり、木材価格の長期的低迷が続き、日本の林業や製材業の経営は厳しい状況下に置かれている。特に林業は木が育つ50年や100年といった他の産業に見られない超長期的な時間をまたぐ事業であり、植林時の経済環境と伐採時(生産時)の環境が同じであることは有り得ず、また後述する重要な役割を果たすべき森林資源を守る産業である。従って国家や都道府県レベルでの保護・育成策の必要な業種である。県木連の小野副会長は「山のテンバに工業化の物差しを当てはめていいのだろうか」と言っている。(福島県も今年度より環境税を創出し森林保護等に一步踏み出したことは評価すべき事象である)また、一度人の手の入った山林は、その後も手を入れ続けなければ荒廃してしまうことも極めて重要な点である。

更に近年はアジア諸国、特に中国の経済成長は著しく、多様な産業素材の需要が急増し、木材も例外ではなく、平成以降北洋材を例にとっても輸入量は日本と逆転し、外材の入手難や価格の上昇、更には北洋材に見られるロシア政府の林業政策の強化(資源こそ国家)等外材輸入環境の変化により、一方で低迷している国産材価格と外材価格の接近現象がみられるなど複雑な需給・市場環境となってきた。いずれにせよ、林業という業種でみれば1975年に約18万人だった林業従事者は2000年には6万7000人まで減少してきており、かつその25%が65才以上の高齢者と林業従事者の確保の課題も含め、日本の林業経営の状況は混迷を極めていっている。

森林資源の果たす役割

昔から「治山治水」と言われてきた通り森林は人間の生活と一体化したものである。2001年に施行された「森林・林業基本法」は水の涵養、地球温暖化に対するCO₂吸収源といった森林の

機能にも着目し、多面的な視点から林業従事者の復活と山村活性化を図ろうとするものである。森林を守ることは当然乍ら自然災害を最小限にいとめることとなるし、森林の栄養に満ちた涵養作用は、海の魚やホタテ等の魚貝類を育てることもつながる事例の報告はたくさんある。また森林の人間に対する肉体的・精神的影響はその癒し効果等計り知れないものである。他方、森林保護維持を担う林業の活性化は自然環境保全だけでなく、その産物・副産物を通じた地域産業の活性化にも寄与するものであるといえる。

(2) 循環型社会の考え方から何が見えてくるか

環境問題からのアプローチ

循環型社会実現の上で森林資源の循環システムを構築していくことは重要なポイントである。当然乍ら京都議定書の発効に関してはCO₂の吸収源としても森林には大きな価値が認められるところである。また、化石燃料の枯渇が視野に入ってきている現在、木質バイオマスは日本にとって国内調達ができる重要なエネルギー源と捉えることができる。バイオマスは炭素を含む有機体である点に大きな特徴があり、燃料はもとより微生物による分解・発酵などによって液体燃料や化学原料としても使用できるものである。よく言われるように20世紀は石油の時代であったが、これに替わるものがバイオマスであり、この意味で農林水産業は国内の「油田」と言われるところである。従って資源産業として第1次産業を捉えなおす必要があり、真に農林水産業はバイオマスの使用供給源であり資源の生産元である。

このように見えてくると、農林水産業は国内資源を活用する点で地産地消を進めることが可能な産業であることが改めて認識される。確かに2000年には40%まで下がった食料自給率だが、食生活を輸入食品に大きく依存する一方で年間2000万トン近い大量の食品廃棄物を排出し、その処理に膨大な費用をかけている状況を考えても、循環型社会の形成から考えれば少なくとも食料については地産地消の徹底がもっとも効果的な対策と言える。

以前、県内の製材業を営む社長さんから「日本人は材木を一番粗末に扱う人種」と聞かされたことがあった。木材の節や少しでも変形・変色したものは嫌がるし、その結果製材の歩留りが低く、大量に廃材を出し木材資源への気配りが無いのも事実だと、大いに反省すべき点がある。このように考えてくると、近年、ファーストフードに対する言葉としてスローフードという言葉が聞かれるようになったのは大変好感が持てる。元々スローフードとは、地域で生産される旬の食材を伝統的な調理法で楽しむヨーロッパのライフスタイルであるが、そこには食材に対する思想が大いに感じ取られる。

森林を担う林業からの循環型社会形成

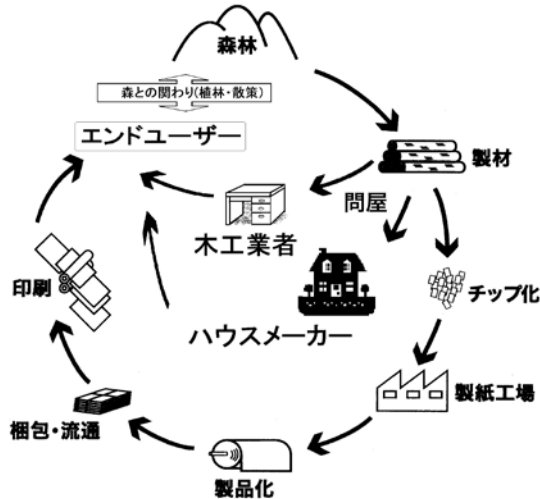
図1は循環型社会の一つのモデルを林業を出発点として示したものである。(尚本稿は2005年11月に実施された日本大学工学部での公開講座での筆者の資料をベースとしている)

転換イメージとしては、県内の林業で生産される木材を出発点として主に福島県内事業者でチ



[図 1] 循環型社会形成と地域再生
森林を担う林業の現状から考える

1. 展開イメージ



【テーマ】

- ・地場産業再生
- ・地場産品開発
- ・地産地消の産業モデル
(地域特化型産業モデル)
- ・環境循環型社会実現の地域
ビジネスモデル

<ポイント> 福島県内事業者でチェーンし、生産・加工・製造・販売・消費・生産というサイクル(流れ)を創出し、林業再生=森林再生のシステムを構築する。

2. 林業の現状と再生へ向けて

<現状>

- ・高度経済成長期における木材需要の急増に伴う人工林の増加と輸入外材との競合。
その後の需要減退から来る人工林の放棄、森林の荒廃。

<課題>

- ・林業の衰退(経済基盤の喪失)と林業従事者の減少・高齢化 現在の立木の価格は50年前の価格

<視点>

- ・他産業との大きな相違 —長い時間軸で捉える必要のある産業(復元も同様)
- ・森林資源の果たす役割 —治山治水・CO₂削減、水の涵養、バイオマス資源、地域産業
連関

<持続可能な林業経営に向けて>

- ・環境保全—環境資源としての価値感の創出(環境価値)
- ・地産地消—特に第一次産業(国内・県内資源の活用)
- ・付加価値—観光資源化・多角化(副産物)多様化(新用途)
- ・他業種・産業との連携強化—新しいビジネスの創出

3. 循環型社会形成

- ・産業を単体でみるのではなく循環・連関として捉えることが多面的に環境・社会・経済システムにとってプラスとなると思考—地域再生・活性化の可能性
- ・本質は「人」「生活」の集積を作ること=まちづくり

ーションし、生産—加工・製造—販売—消費—生産というサイクル(流れ)を創出し、林業再生=森林再生のシステムを構築しようというものである。この循環にはもう一つのポイントがある。近年、牛肉問題に端を発しトレーサビリティという概念がクローズアップされてきている。この肉はこの牧場で育ったどの牛の肉か流通をさかのぼり出身地を明らかにするという考え方である。木材についても、急速に地球規模で消失しつつある森林資源を守るため、違法伐採を防ぐ上で各種の認証システムが構築されてきている。例えばその代表的製品としての紙についてもFSC認証紙等普及しつつある。官公庁もグリーン購入法の施行以来、環境にやさしい各種の製品を優先的に使用する傾向が出始めている。この循環の中に位置する各事業体がこの認証登録をすることにより、川下のエンドユーザーは、今購入したこの印刷物が県内の管理された森林(単に伐採するだけでなく半永久的な植林のプロセスによって森林を守る事業を営んでいると認証された林業者)から商品化されたものであることを理解しうるのである。したがって川下から川上へと環境にやさしい商品のニーズを経済行為として伝えることができればこの循環は完成されるのである。

森林資源は紙のみでなく、住宅部材や木工製品、廃材もペレットストーブの材料となるなど、この循環の中には様々な展開が期待されるところである。

(尚、本報告書は地球環境に配慮しFSC認証紙により作られたものである)。

参考文献『新・地球環境ビジネス2005-2006 市場構造と市場ニーズ』 エコビジネスネットワーク / 編



執筆者経歴

渡辺 正彦(わたなべ まさひこ)

(株)東邦銀行取締役融資管理部長

中小企業診断協会福島県支部副支部長

福島県白河市生まれ

1977年東邦銀行入行

郡山南支店長、植田支店長、融資管理部長を経て2006年6月取締役就任。

中小企業診断協会福島県支部調査研究事業として「福島県における産業構造の特質と地場産業に対する『金融』を中心とする経営支援のあり方に関する調査研究」、「新創業物語」、「地場中小企業の事業再生にかかる調査研究」を執筆。

第2章

地域産業構造と地場産業からの 循環型社会の再構築

——商店街と近隣農村の再構築——





まえがき

循環型社会実現に向けての「自然や資源と人間」との向き合いの課題について考えてみたい。古来人類は、木の葉や皮で身を覆い、自然の恵みの野生の動植物を、その日生きる分だけ食べ、野生と共生し、自然環境の中に順応して生存してきた。

そこでは、人類は無欲で自然環境や資源を破壊したり、枯渇させる道を選ばなかった。

つまり自然の営みの中で人類でしかなかった。

しかるに、近代社会は、多くの資源を枯渇させ、自然を破壊する道を突き進みその傲慢さに自然は怒り警鐘を鳴らし始めた。現に地球温暖化現象、生態系への影響変化、資源の枯渇は既に始まっている。

ここでは、「人間と食・住・衣=都市住民(消費者:商店街)と農山村」の切口から、この課題を取り上げてみたい、つまり生産・供給・消費の中で、何が起ころうとしているのかについて探ってみた。

1. 国や地方行政等の政策から ——いずれも行政の立場から、商店街<流通・販売・消費>と農村間<生産>の連携を図る——

(1) 国の法律や政策

循環型社会形成推進基本法(基本的枠組み法)

- 1) グリーン購入法
- 2) 食品リサイクル法
- 3) 建設リサイクル法
- 4) 家電リサイクル法
- 5) 容器包装リサイクル法
- 6) 資源有効利用促進法
- 7) 廃棄物処理法

新たな食料・農業・農村基本計画「経営構造対策におけるクロス・コンプライアンス等の活用」

- 1) 担い手への集中化・重点化(略)
- 2) 農業環境規範の実践の推進
「環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努める...整備した施設等を利用する生産者から、点検シートの提出を受ける」等
- 3) 地産地消の推進
「地域における地産地消の実践的推進計画の策定」

3R 政策

- 1) Reduce(リデュース)...廃棄物の発生抑制

- 2) Reuse(リユース)...再使用
- 3) Recycle(リサイクル)...再資源化

都市と農山漁村の共生・対流

- 1) グリーン・ツーリズム
- 2) 市民農場
- 3) 都市農村交流の総合案内
- 4) 棚田オーナー制度

内閣府・経済産業省・環境省・3R 活動推進フォーラム・全国都道府県共同実施

「環境にやさしい買い物キャンペーン」

- 1) 「買い物」における3R 行動の実践
- 2) 流通業者・小売業者も簡易包装による販売、マイバック持参呼びかけ
- 3) 「環境ラベル」...商品の環境への配慮度を評価(製品やサービスの環境側面について、製品や包装ラベル、製品説明書、技術報告、広告、広報などに書かれた文言、シンボル又は図形・図表を通じ購入者に伝達)

TOHOKU グリーンビジネス創生プロジェクト(循環型社会対応産業振興プロジェクト)

(目標)

- 1) 「循環型社会」に対応した世界に通じる新たな産業の創出・育成を目指す
- 2) 東北地域が持つ固有な技術や電気機械等多様な産業集積のポテンシャルを活用し、産学官の連携を強化することにより、循環型社会対応産業に係る産業クラスター(産業集積)を形成する

産業クラスター

- 1) 東北地域には、明治以来培われたもの作り基盤があり、首都圏市場に一次産品を供給し続けた実績に基づいたバイオ・食の技術も世界的レベルにある。今後は循環型社会に対応する製品・サービス等のため、産業クラスター形成が求められる

東北農業研究センターにおける研究成果

「地域自給飼料を活用した肉用牛生産は、地球温暖化負荷が低い」

*平成17年度研究によると「飼料の地球温暖化負荷は、地域自給飼料が低く、輸入飼料が高い。輸入飼料では、輸入課程での炭酸ガス排出量が多く、これが地球温暖化負荷を高めている」

(2) 福島県の政策

ふくしま食・農再生戦略(概略)——食・農・環境の再生に向けた新たな挑戦——



- ・ 戦略策定の背景

- 1) 社会情勢の大きな変化

- WTO農業交渉の中断に伴い、当面国際規律不透明
- 国の新たな政策展開

- 2) 福島県農業の状況の変化

- 主業農家減少、耕作放棄地増加
- 環境に優しい農家の拡大

- 3) 食・農・環境を巡る状況

- 地産地消の拡大、消費者との連携事例の増加
- 循環型社会形成の全県的推進、取組み拡大

・ ふくしま食・農再生戦略=時期を逸することなく、農業者や消費者に対し、分かりやすく、かつ、将来の農業経営に意欲が持てる提案=

・ 福島県農業の目指すべき方向=「食・農・環境を一体のものとして、将来にわたって、持続的に発展」=

◦ このため、安全・安心や環境に配慮し、循環型社会の形成に寄与する新しい食・農・環境ネットワークを構築し、その実現に向け、県民が一体となって取り組む

戦略実現に向けた 3 つの柱と 5 つの具体的戦略

- 1) 価値観を共有できる消費者と農業者の関係の確立

*戦略1...食と農の絆づくりの推進

- ・ 「ふくしま農産物知ろう 食べよう運動」
- ・ =消費者の役割=地産地消や交流活動参加、環境と共生する農業の応援
- ・ =農業者の役割=安全・安心・環境と共生する取組み消費者への情報提供、伝統野菜や食文化の継承

- 2) 多様な担い手が将来にわたって取り組める農業の実現

*戦略2(略)

*戦略3(略)

*戦略4(略)

- 3) 本県農業全体を環境と調和し、持続的に発展できる農業への転換

*戦略5...環境と共生する農家の全県的推進

- ・ 「ふくしま型有機栽培」等の環境と共生する農業の全県的拡大
- ・ 環境と共生する農業への消費者の協力のあり方
- ・ 遺伝子組換え作物の一般栽培の規制

- ・ 資源循環を目指したバイオマスの利用促進
- ・ 5つの戦略を支援する食・農・環境ネットワークサポート体制の確立

2. 業界・個別企業に見られる取組みから

(1) 日本チェーンストア協会

「プラスチック製包装容器に係る再商品化手法の見直しに関する要望書」を、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会に平成18年9月19日要望

*現在、材料への処理段階において、約5割が残渣となって廃棄となり、資源の有効活用面から見直しを要望

(2) ヨークベニマルの環境対策の推進(特に、農産物関連のみの概略)

*97年...青果物の納品に「通い箱」を利用

*99年...生鮮食品用ラップを塩化ビニール製から、ポリエチレン製に全店切り替え

*01・00年から実験してきた「魚のアラ」による飼料化の循環型リサイクル実施店舗を36店舗に拡大

*毎日、店舗から排出される食品残渣を飼料化や肥料化にさまざまなチャレンジを行っており、特に魚のアラは、お店で分別して処理業者に委託、処理後、飼料メーカーで加工し、契約農家の養豚場などに運び、この飼料を使って飼育した豚の精肉や鶏の卵などを抗生物質、科学物質を極力抑えた「健プライベートブランドの味豚」「健味鶏」「健養卵」として店頭販売している(同社のホームページから)

3. 関連学会の意見から

(1) 環境保全型・地域資源循環型農業と地産地消活動(概略)

- BSEの発生、無登録農薬の使用、鳥インフルエンザの発生等は食品の安全・安心を求める消費者に大きなショックを与えた
- その結果、食品安全に関わるリスク評価、リスク管理、そしてリスクコミュニケーションの体制が生まれ、トレーサビリティの導入なども含め前進しているといえる
- このことは、地域全体の環境保全型農業構築への道筋づくりに大きく関わっていることもあり、無視できない課題となります
- 有機農業の技術的問題と販売の問題では...有機農業が本格的に普及する為には、消費者への啓蒙活動が不可欠で、直接的な売り込み先の開拓と共にすすめられなければなりません。...農産物



を外観で評価する消費者の慣習が根強い状況の中で...

- 。農産物やサービスの地産地消は、リサイクルにまで及び、それを通して地域農業への理解が深まり、環境保全型農業の構築に向けて行きます

参考文献『地産地消マーケティング』著者 / 二木秀男氏 発行 / 家の光協会

（2）クイーンズ伊勢丹調布店、仙川店と近郊農家のタイアップで生ごみ処理』（概略）

- 。同店では、徳島のメーカーから、100ℓ用の乾燥処理機と粉碎機を取り寄せ、店から出る生ごみをその日のうちに乾燥させて、EM堆肥化する。それを3週間ほど貯蔵して発酵させ、契約した近隣の農家に無料で提供する。農家はこのEM堆肥（Effective Microorganisms有用微生物群）を使って野菜を栽培し、収穫後の野菜を伊勢丹が買い上げ、店で販売するという循環システムを作りあげた

参考文献『新世紀 EM環境革命』著者 / 比嘉照夫氏 発行 / 総合ユニコム ㈱

（3）環境型農業』（概略）

- 。将来の農業の方向を展望する時、これまでの大規模で効率一辺倒の農業から小規模でも合理的な農家へと、流れを変えていく必要性が見えてくる。特に、アジアのモンスーン地帯に広く展開する小規模家族農業は、自然環境を生かした環境型農業であり、資源枯渇が必至な21世紀には再評価すべきものである。工業の行き詰まりが見え出した現在、小規模家族農業は、就業の場としても重要である。だが、こうした小規模家族農業を守る前提には、「大」と「小」、「南」と「北」が共存するような、国際的協調システムの構築がなくてはならないだろう。21世紀のパラダイム、すなわち資源枯渇時代の新たな価値観と考え方に立って、多様な農業形態が共存する時代になろう

参考文献『農業経済学への招待』著者 / 太田原高昭氏・三島徳三氏・出村克彦氏 発行 / 日本経済評論社

4. 中小企業診断士の立場からのまとめ ——以上から、以下の結論をまとめた——

（1）機能的側面から

農業

- 1）食の生産機能、供給機能、そして、緑や農地、山林機能こそ、地球を災害や空気の汚染から守る
- 2）存在自体が、人類を飢餓から解放している
- 3）鮮度的に消費者に対して、近隣農業ほど高付加価値を提供する

商店街

- 1) 主として、地域住民に食を含めた生活必需品を提供する
- 2) 供給の集積地として、消費者に多くの利便性を提供している
- 3) 集荷、出荷等流通が高度化している
- 4) 地域住民の多樣的欲求に順応出来る

(2)それぞれの生き残り上の側面から ——農業・商店街共——

常に、品質と価格を問われる

品質面では、安全・安心・健康への優しさ、そして消費者の趣向への対応が求められる

価格面では、同一商品・類似商品との比較対比が常に求められる

いずれも、ゴーイングコンサーン上利益の確保が求められ価格面の追及は避けて通れない

そこに効率化、大規模化等が必然的に発生する

特に、グローバル化の中で、海外からの格安輸入品との競争が発生する

以上の中で、供給側、消費側は、ある時は協調的に、ある時は競合的存在となる

(3)循環型の農業・商店街の連携では、どのような効果が考えられるか

資源的側面から

- 1) 生産財としての土地の有効活用、保全面に有利に働く
- 2) 生産に必要な、肥飼料の安全性確保と消費者側からのリサイクル品の継続的提供が可能
- 3) 資源を極力消費しないことにより、有限資源を温存できる
- 4) 海外からの輸入資源に極力頼らない効果が出る

技術革新面から

- 1) 安全・安心生産に対応した最適技術革新が出現する
- 2) 流通・保存に対応した最適技術革新が出現する
- 3) 循環型社会に適した新システムの構築が出現する
- 4) 消費者が安心して購入できる流通商品の新システムが構築される

生産と消費の連携

- 1) 生産と消費の双方向からのコンセンサス作りと連携が可能となる
- 2) 双方が、ムダを出さないシステムを創造する

流通の効率化

- 1) 地産地消の徹底が図れる



2) 生産品の鮮度上の有利性が確保される

(4) 循環型社会実現でコストパフォーマンスが有利に働く

近隣農家と商店街での地産地消は、運送料・保管料・人件費等の削減効果でコスト的に有利に作用する

このことは、燃料費や保管場所等への資源使用を抑える効果を生む

かつての、資源の購入が、リサイクル等の資源で代換できることで、資源の節約となり、且つ支出減の効果がある

近隣農家は、生産量が特定でき経営が安定する

(5) 安全・安心の側面から

商店街は、近隣農家からの食品購入のため、顔の見える安全・安心の購入と販売が出来る

消費者のニーズ・希望・苦情等が直ぐに生産者に伝わり改善される

近隣商店からの需要量が見込めることで、農家は安定した生産が可能となる

(6) 自然と資源と生存の側面から

生産農家と商店街(消費者)の連帯意識が醸成される

地元学校教育等青少年への波及効果が期待できる

地域経済の活性化に繋がる



執筆者経歴

三浦 政一(みうら まさいち)

三浦経営戦略コンサルタント事務所所長

中小企業診断協会福島県支部支部長

業績 中小企業基盤整備機構中小企業会計啓発・普及セミナー講師・NEDO事前評価・経営革新指導・福島県中小企業再生支援協議会SM等

著書 『実践的経営戦略』『東北地域企業再生への道』歴史春秋社刊、『近代中小企業』中小企業経営研究会刊：平成18年5月号速習に『早分かり新会社法：一円会社のメリット&デメリット』・同誌平成18年10月号に『スピード学習営業の超基本の基本17』掲載

論文 『新規創業における今日的課題とその解決策』 中小企業診断協会シンポジウム入選

第3章

循環型地域社会の形成は、 人的資源の地域循環から





1. 地域とは

「循環型社会形成推進基本法」は環境基本法にのっとり廃棄物・リサイクル対策のために制定された天然資源の消費抑制と環境への負荷低減のための法律です。

「循環型社会」とは、よく言われる「持続可能な社会」のことであり、持続のためには「循環（つまり元に戻ること）」が必要だからです。

この循環を「地域」といふ座から見ると、地域で生まれて・地域で発展し・地域に戻る、ということになります。

さて、地域で循環をすべきなのは「資源というモノ」だけでしょうか？

資源を地域で循環させるためには、地域の人々が、そのことがもっとも好ましいと思うようになっている必要があります。人々の意識や行動が地域で循環をするようになっていることが前提です。

（あえて「資源」という言葉を使うとすれば）地域の「人的資源」を地域内で循環させて、人々の地域意識を高め、モノを含むすべての資源を地域で有効に生かしていくようにしなければなりません。

地域とは、単に一定の地理的範囲だけを示す概念ではありません。

地域とは、コミュニティのことであり、そこで一定の生活連関が成り立っていて、共属感情をもっている「人々の集合」ととらえるべきではないでしょうか。

したがって、地域の大きさは一律ではなく、「近所付き合いの範囲」から「小学校区」「中学校区」「市町村の支所の区域」「市町村の行政区」「広域行政区」「県域」と小から大への広がりをもちます。

地域（コミュニティ）は、その範囲が小さいほど「人間くさい」ものであり、最小の「近所付き合いの範囲」では、その地域の良し悪しに影響するのは「人間関係」以外の何物でもありません。逆に、地域の範囲が大きくなるにつれて、「人間関係」は希薄になり、形式的なものになってしまいます。しかし、大の範囲は小の範囲の集合であり、いずれにしても地域は「人間関係」の積み重ねによって成り立っていると考えるべきではないでしょうか。

ある地理的空間に何人かの人々が住んでいたとしても、それだけでは、単に居住点の共通性があるというだけで、それ以上の積極的な意味をもちません。

その人々が、お互いに顔を合わせ、対話をし、一緒に考え、ともに行動をすることによって、ひとつの集合体としての存在の意義をもちます。

この「ともに行動すること」を「循環」と考えれば、循環型社会形成のカギは、まず「人的資源の循環」にあるといえるでしょう。

2. 地域と企業と人

地域における循環型社会の実現のためには、地域に所在する「企業」も、その役割と責任を負わなければなりません。企業は、不可避的に地域の資源の配分における歪みをもたらすものであるからです。

したがって企業は、地域に対する細心の留意をはらっていかないと、その存在すら危うくなります。

少し古い本ですが、『地域社会と企業』（株式会社ぎょうせい 昭和57年刊）という本で、著者：片野 鐘太郎氏（当時 日本マネジメントスクール生涯教育研究所所長）は、＜地域社会への企業の対応＞について次のように提起しています。

検討項目	内容	対 応 策
自然	風 土 環 境 開 発 保 護 資 源	風土と産業の関連の分析 環境アセスメントの強化（産・学・住の調整） 多面的視野に則した開発。責任性・統合性の確立 経営者による全体調和主義の認識 資源の見直し、将来のための開発を重視
文化	文 化 慣 習 風 俗 教 育 歴 史	若年者への理解、および普及を図る 企業として、メリットは取り入れる 伝統工芸等との相互協調をすすめる 地域住民の個性を発揮できるシステムづくり 歴史を活かす企業文化の形成を目標に
集団	団 体 リ ー ダ ー エ ー ジ 行 動 特 性 マ ス コ ミ	地域団体と企業の話し合いの窓口を設ける 質的成果を目標にする 科学的根拠に則した対話の機会をつかむ 対境関係として集団の行動特性を捉える マスコミと積極的に協調し、理解を深める
個人	県 民 性 価 値 観 家 族 生 き 甲 斐 職 業 生 活 構 造	県民性の特色を取り入れた経営を推進する 地域に合った行動をとることに努める 人格的許容度の広い考え方を取り入れる 趣味、教養を深め、生涯のテーマづくり 地域特性を活かした企業の地方分散化を図る 地域特性を活かした生活構造の設計をすすめる

これらは、主に企業経営者のとるべき対応を示したものと思われますが、企業を構成する人（経営者・従業員・顧客・取引先）すべてにとって、望ましい姿勢を提起しているといえるでしょう。

3. 地元の人材の活用を

私たちは（個人としても、組織としても、企業としても、どうぜん行政としても）もっと地域の人的資源に注目をする必要があります。

事業をすすめるときばかりでなく、研修を行なったリ、イベントを開催したリ、なにかプロジェクトを立ち上げ



たりするときにも、講師や報告者や委員として、中央や他県で実績をあげたり注目されている人を招くことがよくあります。

でも、「遠くの神様はありがたい」と、中央の人を呼んだり、知名度の高い人を呼ぼうとするのは、「地元のものではなく、全国ブランドや舶来モノ」を買おうとするのと同じです。それで地域内循環についての論議をしようなんて、その姿勢自体が問題です。

イベントなどを開催するとき、できるだけ多くの参加者を集めたいと主催側は考えますが、そのイベントが成功したかどうかは、参加者数だけで決められるものではないと思います。イベントの成否は、どんな人々に何を提供することが目的だったのかによって判定されるべきですから、そのイベントの内容(質)はどうだったのかをもっと重視すべきです。

内容とは多少そぐわなくても、人をたくさん集められればよい、そんなことで「人寄せパンダ」を中心に据えるような催しはイベント業者を喜ばせるだけです。

行政などが設置する委員会や審議会にも同様のことが言えます。その行政区域内のことをよく知っている人が最適任者のはずなのに、肩書きや知名度で人選をしているのではないかと思うことがよくあります。

地元にも同じようなことをしている人がいるのに他県から人を呼ぶようなことはやめ、地域のなかから素晴らしい人材を発掘すべきです。その地元の人材の、経験が不足しているのならば、経験を積む機会を提供すべきです。

さらに、わが地域ですすめられている素晴らしいプロジェクトがあることをもっと知ることです。案外「灯台もと暗し」で、地域の人々がすすめていることに気付いていないこともあります。もっと周囲を見回すことから始めなければなりません。

昨年もまた秋に、福島県中小企業団体中央会の主催で開催された『地域ビジネス・フォーラム』では、いくつもの地域プロジェクトの活動が報告され、素晴らしい活動をすすめている人々のことを知ることができました。

4. FP の場合

ここで、福島県内でのファイナンシャル・プランナーの活動について少し紹介をします。

ファイナンシャル・プランナー(略してFP)は、厚生労働大臣認定の「FP技能士」であり、NPO法人日本FP協会、あるいは社団法人金融財政事情研究会に登録している資格者のことですが、日本FP協会の会員だけでも約15万人にのぼります。

FPは「生活設計のアドバイザー」であり、ファイナンシャル・プラン(くらしの財務計画)について金融・保険・年金・ローン・不動産・税金などのトータルなプランニングの手助けをする専門家です。

日本FP協会福島支部は、福島県内で約1,000人の会員により構成されており、次のような活動をすすめています。

支部の活動目標の第一は、会員の資質を向上させることであり、そのために年3回・6テーマの研修会を開催し、知識の習得と活動交流をすすめています。

もうひとつの活動目標は、ひろく県民にFPの存在と活動内容を知っていただくことです。そのために毎年秋に、「FPフォーラムinふくしま」を開催して、公開講座や、ライフプランに関する資料の提供、そして来場者への無料相談を行い、さらに平成18年度からは夏に、福島・郡山・会津若松・いわきの4市で事前予約制の「一日無料相談会」を開催しています。

これらの活動に加えて、現在とくまれているのは、今後県内で発生するかもしれない地震や水害などの自然災害により被災された方々の生活再建支援のための相談活動を行なうための準備です。

生活再建相談会の開催要項案の作成

相談に応じるためのQ&Aの作成

相談員となるFPの確保と研修

この3つのプロジェクトが動き始めました。

県内には、福島・郡山・会津若松・いわき・相双と5つの「FPによるスタディグループ(SG)」があります。それぞれ20～30人のFPで構成され、自主的な学習活動を継続しています。ほぼ隔月に2時間の勉強会が開催され、新しい制度や金融商品について学んだり、活動交流を行っていますが、その講師・報告者は各SGの会員が務めます(他SGの人に講師になってもらうこともありますが、中央の人や他県の人を呼ぶことはありません)。

勉強会のテーマはさまざまです。たとえば、「公的医療保険はどう変わるのか」「確定拠出年金導入企業の従業員教育の実践」「ミニコミ誌を通じてのFPアドバイス」「今年度税制改正のポイント」「認可共済と無認可共済」「最近の証券市場」「郵便局における投信販売の現状」「不動産のリスクと証券市場のリスクの比較」「地方自治体の会計」(今年度各SGの勉強会テーマから)……など、それぞれが調べたこと・経験したことを発表・報告し合っています。

FPの仕事は、生活者から相談を受けて、ライフプラン改善のためのいくつかの選択肢を示し、アドバイスをすることです。けれども、自分(このFP)は、どんなことを得意とし、どんな考え方をしているのかを知っていただかなければクライアント(相談者)に接することもできません。したがってFPは、講演会やセミナーなどで、講師役や報告者となり、1人のFPとしての自分がやっていること、思っていることを伝えていくことが、まず必要となります。

そのトレーニングとして、SGの勉強会の講師・報告者となることが、大きく役立っているのです。

5. 地域の人間関係づくり

地域間分業が確立してしまった現代では、経済の地域内循環には限りがあります。地域外に財を売ることでも必要であり、全国的な経済循環(さらには国際的な経済循環)に依存せざるを得ない領域もあります。



1970年代後半から提起されてきた「地域主義」は、約30年を経て「地域循環」と表現は変わっても、それを追究しなければならない社会状況は変わっておらず、かえって「地域」の存在は薄くなってきています。

そうなってしまったことの反省のひとつとして、これまでの、「地域」を重視するための行政の施策や、それを思ふ企業や組織のアクションが、「制度」や「しくみ」をどうすべきかという点にばかり向けられてきたことをあげるべきではないでしょうか。（昨今注目されている「特区」づくりなどがそのいい例です）

でも、「制度」や「しくみ」をどうするかという点の前に、その地域に定住する人々の意識や行動に注目し、地域循環のために地域の人々が果たす役割を重要視することが必要なのではないのでしょうか。

人々の意識や行動は「人間関係」に影響され、「人間関係」はときには経済合理性をも超えます。そんな強い「人間関係」が、地域に生まれ、地域で発展し、地域に戻っていけば、きっと「地域」は変わっていくのではないのでしょうか。

そんな思いから、「地域での人間関係づくり」を「人的資源の地域循環」という言葉に置き換えて拙文を綴ってみました。



執筆者経歴

亀山 孝之(かめやま たかし)

かめやまたかし事務所代表

NPO日本ファイナンシャル・プランナーズ協会福島支部長

中小企業診断協会福島県支部会員

1938年 横浜市生まれ

1957年 福島県立福島高校卒業

1960年 日本大学芸術学部中退

1960年～福島県生活協同組合連合会に入協

1985年～日本生活協同組合連合会に移籍 出版部長

1991年～コープ出版株式会社 専務取締役

1995年～日本生協連の囑託としてライフプラン・アドバイザーの養成などを担当

1999年～「かめやまたかし事務所」開設

資格：サートファイド ファイナンシャル プランナー、1級ファイナンシャル・プランニング技能士、
中小企業診断士

第4章

地方における 循環型社会の実現のために

——農業を例にとって——





1. 循環の意義

(1) 循環とは

生ごみと野菜を例に循環を考える。家庭の生ごみを堆肥にし、その堆肥を畑に戻し、野菜を栽培し、その野菜を家庭で食べ、再び生ごみが生ずる、というものである。この循環は家庭規模(家庭用コンポスト・家庭菜園)から自治体(隣接地を含む地域)規模まである。生ごみの循環といっても規模や広がりはない。ここでは自治体や地域規模を対象にする。

家庭の場合には家族の気持の一体化ができれば十分であるが、自治体規模の場合には多くの課題がある。生ごみの分別・収集・収集経費の負担・異物の排除・堆肥化・農家への提供・堆肥としての質の保証・販売価格等、多くの事項を市民の協力・農家の協力を得つつコンセンサスを見出し丁寧に解決していかなければならない。

ごみを処分するということのみで考えれば、市民の協力が得られたとしても、分別時のたばこの吸殻、ビールの王冠、納豆の調味料の小さなプラスチックの小袋、誤ってスプーンや箸置きが混入していないだろうかと細心の注意が常に求められる。正直なところ気を揉み堆肥化するより焼却してしまうほうが表面的にははるかに簡単である。

(2) 循環の意義

地球資源は有限であることは改めていまでもない。オイルピークを迎えたともいわれている。新たな油田の発見で原油の埋蔵量が増えたとしても1キロリットルの原油を掘り出すのに1キロリットル以上の原油が必要であれば、掘ることができない。これは現実には埋蔵量が増えたことにはならないことを意味している。これがオイルピークの意味である。

一方、廃棄物に目を転じてみると、各地で廃棄物最終処分場(ごみ捨て場)の確保に困っている実態がある。国内で確保できないとなると何らかの名目をつけて海外へ輸出する(?)ことになる。国内では豊島(香川県)にみみずの養殖をするという名目のもとで産廃が廃棄されていたという。

そこで廃棄物を焼却すれば減量できるとの主張が出てくるが、焼却することにより二酸化炭素・ダイオキシン等が発生する。言い換えれば二酸化炭素の形で空中に捨てていることになる。即ち「空」をごみ捨て場にしているに等しい。我々の頭上にごみ捨て場!

ごみを出すことは循環の環を切ることである。そして、資源を新たに何処かに求めることになる。環境面からみても循環の環をつなげることは資源問題・廃棄物問題からも必須であるが、循環の意義は環境問題だけに留まるものではない。後述するが循環型社会は地産地消、地方の活性化につながるものである。

(3) 国と福島県との取り組み

国は、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定した。そしてこの法に基づいて平成15年に「循環型社会形成推進基本計画」を策定し諸施策を推進している。

福島県は法を受ける形で平成17年に「福島県循環型社会形成に関する条例」を制定し、その中で県・事業者・県民の責務を定めており、また条例に基づき「福島県循環型社会形成推進計画」を策定している。

そのポイントは、

自然循環が保全された社会～自然と人が共生する社会～

適正な資源循環が確保された社会～「ごみ」のない社会～

心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会～「もったいない」の心が生きている社会～

である。

県は分かり易く「もったいない運動」との表現で県民に示し、それを「人や物を大切に優しい心」「おそれ多い心」「謙虚な心」「有難い心」「感謝の心」とも表わし、循環型社会への参画を求めている。

これはごみになるものを作らない、物を大切に使う、壊れたら修理する、捨てないで他の使い方ができないか等のライフスタイルでおこなわれれば循環型社会の形成につながる。使い終えた物を捨てればごみ、新たな用途に使えば資源・材料になる。

私の隣家の農家は、一斗缶を縦に2つに切り割り塵取を2つ作り使っている。梱包のプラスチック帯状の紐を編んでかごを作り畑で使用している。缶詰の缶に柄を付けて柄杓にもしている。この農家は、捨てる前に必ず他の利用ができないか考え、どうしても捨てざるを得ない場合には有難うと感謝の気持ちをもって処分している。

2. 農業における循環

循環型社会の例として以下農業の事例を2件紹介する。

(1) 「レインボープラン」(山形県長井市)

山形県長井市の「レインボープラン」は先進事例として有名である。

概要

「循環」「土に」「土はいのちのみなもと」を理念とするレインボープラン。土から生まれたものは土に還す。「台所が土づくり、堆肥減量を生産する所」と位置付け、台所―堆肥化―農産物栽培―台所という食と命の循環を構築した。堆肥化対象の有機物は家庭生ごみ・事業所有機資源廃棄物・畜産農家の家畜糞尿・農家等の粕穀である。(図・1参照)

レインボープラン推進協議会は現在循環の基盤の拡充と地域づくりとして、出前講座・報告会、



事業を説明する市民ガイドの立上げ、農産物加工による他産業との連携、市街地振興、地域内流通システム・地域ブランド化等、理念の一層の具現化を推進中である。

なお、副次的効果として生活系可燃ごみが30%減少している。

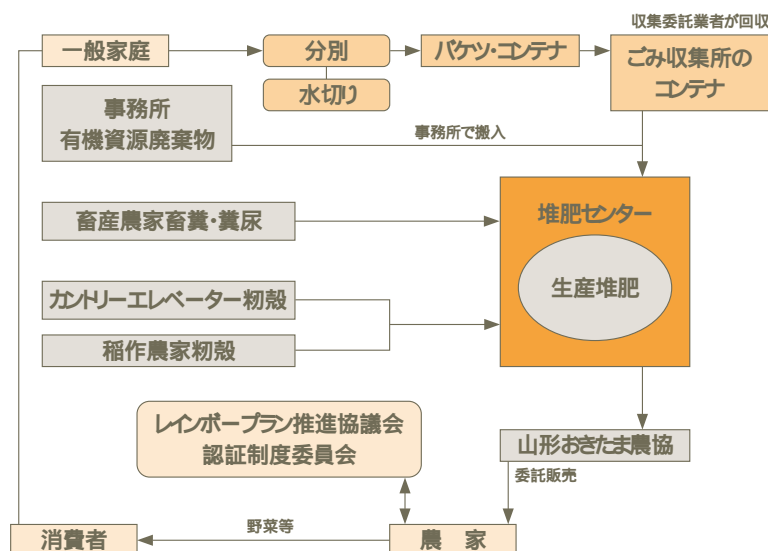
[参考]長井市：人口31,000人 9,000世帯、生ごみ1,000t / 年、畜糞510t / 年、籾殻180t / 年、の堆肥原料で生ごみ堆肥450t / 年を製造。

経過

岩田進午氏は「レインボープラン」の稼動を、1988年からの行政主導の時期と1992年からの市民主導・行政が裏方の時期との2期に分けている。[1] 以下、大筋を引用させていただく。

- 1988 市長の呼掛けで「まちづくりデザイン会議」が委員数97人で発足し、1年後に報告書を提出。「まちづくりデザイン会議」の提言を政策化するため「快里(よ まち)デザイン研究所」を設立。研究所は「よ り里(まち)デザイン計画」(まちに恋して)を提言し、この中で農業のテーマを「自然と対話する農業」と位置付ける。
- 1991 提言を政策化し「レインボープラン」と銘打ち市長に提出。提言実現のために3人の委員が市長に「レインボープラン調査委員会」設立を働きかけ、委員会が発足。委員選出は先ず女性委員を次いで商工会議所に依頼し市民団体、農協等の26人で委員会を構成。
- 1992 答申。その基本思想は、
 - ・安全な食べ物を生産し、消費する地域づくり
 - ・生ごみと農産物が循環する地域づくり
 - ・地域ブランドの確立。そして具体的提言として
 - ・生ごみの資源化、市民による分別の徹底
 - ・堆肥センターの建設
 - ・長井市独自の有機農産物基準の確立
 - ・農産物の市内供給システムの検討
 - ・農産物の販売と市場開拓
 - ・以上の事業を統括する機関の設立をあげている。
- 1992 「レインボー調査委員会」を「レインボー推進委員会」に改組。
- 1993 生ごみ分別収集モデル地区事業で分別収集方式について予備調査実施。最終答申を提出し委員会を解散
- 1996 コンポストセンター完成。
- 1997 本格稼動。「レインボー推進協議会」設立。

(図・1) レインボープラン システムフロー



(長井市ホームページより)

(2) あだたら野菜クル(福島県岳温泉等)

次に福島県内の事例として「あだたら野菜クル」をみよう。

概要

岳温泉旅館等から発生する食品残渣と畜産農家の家畜糞尿を混ぜて國分農場で堆肥化し、有機農業研究会の農家がその堆肥を利用し有機野菜を生産。生産された有機野菜は旅館で利用。堆肥の利用は岳温泉旅館共同組合、二本松有機農業研究会(農家)、ゴルフ場芝生、小中学校へ寄附、菊人形栽培者へ寄附、旅館での販売等と広い範囲に及んでいる(図・2参照)。野菜は旅館で使用するばかりではなく、温泉の朝市や直売所等でも販売している。農家はその他に独自の販路を持っている。

また、生産者と利用者の間で消費と需要の関係から問題が生じたことから、「あだたら環境農業研究会」を2002年に設立し、旅館・農家・農場(畜産)が集まりお互いの現状や課題を話し合い相手を理解し意識を共有・相手の立場を思いやるよう努めている。

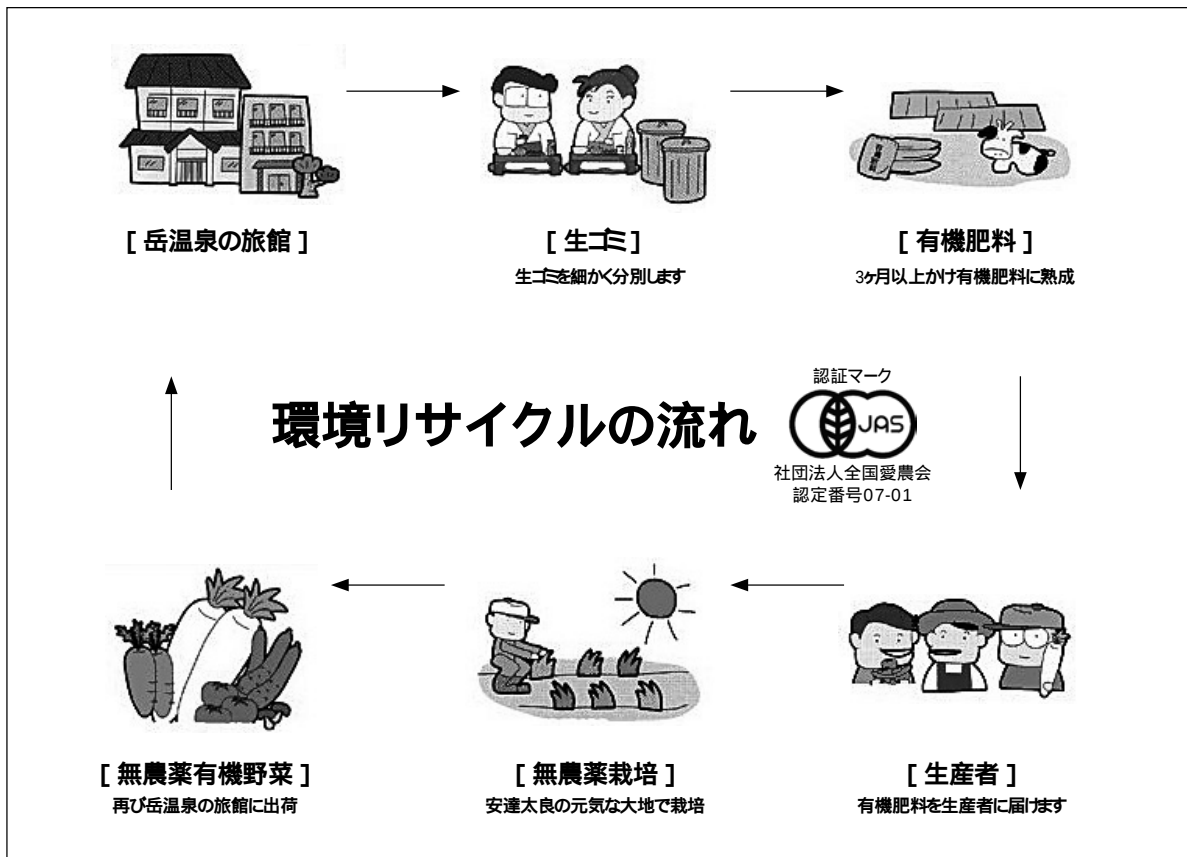
「あだたら野菜クル」の中心的存在である國分農場では、食品残渣などの生ごみを、人の食べられないものは酵母発酵で飼料に、飼料にならないものは堆肥に、堆肥にならないものはバイオガスにとの考えを持っている。

[参考]参加は旅館共同組合15軒、有機農業研究会8戸である。

國分農場：堆肥化300t / 年、飼料化1,500t / 年



(図・2) あだたら野菜クル



(「あだたら環境農業研究会」ホームページより)

経過

以下、推進の重要な位置にある國分農場の側からみて経過をたどってみる。

- 1983 國分農場は養豚3,000頭。糞尿との戦い。
- 1984 尿の溜池が台風で決壊し大問題に。堆肥化を真剣に考える。
- 1997 堆肥化には生ごみを混ぜると良いと聞き、生ごみを岳温泉に貰いに行ったが、面倒臭いと断られる。
- 1998 行政組合が生ごみ処理料を5,220円/tから10,500円/tに値上げたので、岳温泉が生ごみを引き取ってくれないかと頼みに来た。國分農場として「生ごみを処理するのではなく堆肥に加工してあげますので堆肥を引きとって下さい」と主張しこれに対

し温泉は使う場がないと反論。

・ところで岳温泉は観光地であるが宿だけが観光ではなく温泉の地域全体が観光資源であり、遊休農地・耕作放棄地を花で一杯にし荒れた農地を無くそうとの活動が始まった。

・旅館にとっては堆肥化加工費と堆肥の有償引き取り費用が発生するが、それは今までの生ごみ処理料と変わらずしかも堆肥が手元に残る。一方國分農場は、堆肥が確実に売れることになる。

・しかし問題は分別であった。約束通りに分別されず一時は止めようかというところまで追い詰められた。旅館により分別の質に差があったのだ。分別の徹底を図るために分り易くイラスト化し、それから分別がスムーズになった。

・そして旅館組合が「この堆肥を使って旬の野菜をつくり名物料理にしよう」と堆肥の有効利用を進めたいと考え、これに地元の有機農家が協力。

・だが団体客の時に同じ食材を揃えられないとの問題が生じた。

2002 そのためお互いの事情を知り理解を深める目的で「あだたら環境農業研究会」を設立。契約栽培を採用し年間必要量と農家の供給計画の整合性を取るようになった。

効果

温泉共同組合としては、生ごみ処理費を抑制することからプロジェクトが始まったがその効果は費用ばかりではなく多岐にわたる。以下、効果を挙げる。

- ・生ごみ処理費用の抑制。
- ・旅館の横のつながりが密に。
- ・地産地消・土産土法として、地域で採れたものを地域の料理法で新メニューを開発する機運。
- ・國分農場としては、生ごみを糞尿に混ぜて発酵することにより発酵温度が安定し、良質な堆肥を製造し易くなった。70～80℃で1ヶ月好気性発酵、その後3ヶ月熟成発酵、高温発酵で雑菌・雑草の種を制御。油分も分解。但し、抗生物質・食品保存料は気になっているとのこと。（浅田：注）塩分の影響は瀬戸昌之教授（東京農工大）によると農地に生ごみ由来の塩分は蓄積しないとのこと。〔2〕
- ・堆肥を通して色々な人とのコミュニケーションが広がった。
- ・地元のことを知る機会も兼ねて「あだたら環境農業研究会」が発足。

（3）福島県の他の例

菜の花プロジェクト

菜の花栽培による食用油の生産を須賀川市（旧長沼町）塙町で。



バイオディーゼル燃料の利用を須賀川市、いわき市、北塩原村で。

おだか AMO (Agriculture Management Organization)

一般家庭の総てのごみを資源化するために「小収店」に収集。300世帯が協力。「小収店」とは物を買う小売店に対しごみを回収する場のこと。

3. 循環の環と地産地消

上記の2例の「生ごみからはまる循環の環」は自治体の範囲か、それを越えても隣接の地域である。地域の堆肥で作った野菜を地域で食べることは地産地消の代表例である。地域の範囲で物の移動が納まれば物流費用を削減でき、しかも二酸化炭素削減効果がある。

地域内流通であれば、生産者(農家)と消費者がつながり直売所を介して顔の見えるつながり、クイックレスポンス、フィードバック、情報提供(調理法等)、消費者ニーズ把握(作目、荷姿、品質と価格等)の効果が期待できる。

そして循環を進めると地産地消に結びつき、そして地域の活性化につながるといえる。

(1) 地産地消の特徴

地産地消の評価尺度

地産地消や直売所の経営評価に売上額などの経済規模の尺度はそぐわない。その地域で生産した物をその地域で消費するのであるから大量生産・大量消費とはならない。地域の人口や購買力により左右される。地域通貨、隣家へのプレゼント(物々交換:お裾分け)は数値には表れない。敢えて経済的な尺度を求めるなら、家計に占める地場産品の比率、人口当たりの家計費等、額の多寡ではなく比率に換算した尺度で考えるべきである。

対案として敢えて挙げるなら検証が不十分だが「自給率」が地産地消の評価尺度になると考える。

多品種少量

地産地消を主眼とする農業の特徴は基本的に多品種少量生産である。その地域に合った作目を栽培し旬の時期に収穫し消費する。大都会では珍しい野菜が直売所には並ぶ。

多品種少量生産であると、仮に5反の畑があったとしても作目が多種であるので種蒔き時期・収穫時期が異なってくるし、または同じ野菜を定常的に消費者に供給するためには種蒔き時期を1~2週間ずつずらす必要がある。そうすると、小回りの効く汎用性ある農機が実用的であり農機の選択法が変わってくる。

販路短縮

大量生産大量販売の販路は確立しているが、多品種少量生産の販路は新たな形が求めら

れる。既に直売所・道の駅・直販(宅配)スーパーの一角に地場産品コーナーを設ける等種々の試みがされ実績が出てきているが、生産者の意欲が販路開拓に重要な働きをする。「俺等は作る人、売るのは農協」というのではなく売ることまでが農家の仕事との認識が必要である。売ってこそ農家とも言おうか。結果として販路の短縮をもたらす。苦労しつつも新たな販路開拓の意義は大きい。

地産地消・多品種少量・規格外品(形・サイズ)となると農協のルートに乗せにくいものの、最近農協が直売所を経営する事例が出てきている。「売る」との観点ではそれではいいが、生産者と消費者が直接接触することの意義は大きく地域の活性化につながるものであるので、地産地消では生産者と消費者のパイプは短い方が望ましい。

(2) 課題と経営管理

以下は、見方により強みにも弱みにもなるものである。

旬と品薄

地産地消は旬を大切に、その地域で収穫したものをその地域で販売する。当然品薄の時期や品切れが生ずるがこの対応をどうするか。例えば

- 1) 冬季は販売を止める
- 2) 加工品・保存食品で凌ぐ
- 3) 施設園芸により供給時期を広げる
- 4) 食品以外の物を販売(手芸品、蓑細工、竹細工、木工品等)
- 5) 他の地域から仕入れる

を代替案として思い浮かぶが、生ごみリサイクルの趣旨からすると2)3)が基本であり5)は論外である。

輸入品との価格競争

恐らくは輸入品との価格競争では厳しい状況に置かれるであろう。しかし海外から日本に船積みされてくるには鮮度や、腐らないために種々の処置が避けられない。価格競争の土俵に乗せられてしまうのではなく、強みとしての安全安心・新鮮・旨いという地場産品の優位性を活かしたい。

1) 価格変動

価格変動の要因として、豊作、天候不順、病虫害、害獣、原油高騰、需要停滞を挙げられる。

豊作では大暴落し逆に自然災害にあえば高騰するが販売するものがない。これでは農家は安定した収入を得ることができない。市場価格にあまり左右されない価格の維持が課題である。その解決法の例として契約栽培による価格安定、消費者との年間契約・会員制、加工食品、長期保存がある。



2) 生産量・加工量キャパシティの限界

多品種少量栽培であるので、供給能力に限界があることは止むを得ない。この限界を超えることを考えることは質の変化を覚悟することである。「自然農」は雑草を抜かず草を刈り取り作物の根元に置く農法であるが、この草刈りの労力は大変なものがある。限界があり供給に限りがある。しかし品質は別格。

ジャム等の食品加工でも同様のことが言えるのではない。販売好調だとしても入手できる原料量に限度がある。その限度を超えることは他地域からの原料調達に頼らざるを得ない。拡大して行くことを経営理念とするならそれでも良いが、今求められているのは地産地消の充実である。

3) 大規模化を進める農政との関係

農水省は平成19年度から担い手育成を主体とする農業の大規模化を進めている。個人の担い手は4ha以上、集落営農では20ha以上の農家・農業法人に対し補助金を支給し、それ以下の規模の農家には補助金が支給されない。地産地消と担い手とは相反するものではないが、現実には影響を受けると想像される。

福島県の浜通り、会津盆地等では大規模化を進めやすいが、阿武隈山系・南会津等では大規模化する適地を確保することが難しく補助金を事実上あてていけない。そこで特区申請、地域産業クラスター等を利用した地域振興計画を意識した経営をすることが肝要である。

4) 栽培コスト

多くの消費者は食品に安全安心を求める。これは一般的には無農薬(減農薬)有機栽培・特別栽培のものをとの願いに通じるが、現実には天候・害虫・栽培の労力・海外とのコスト競争等でまかなえないのも事実である。

無農薬・有機栽培は慣行農法に比し多くの手間を要する。田の除草を除草剤で行なえば畦から農薬を投入すればすむが、無農薬の場合にはアイガモ・鯉・米ぬか・田車・人手等の方法からその農家に合った方法が採られる。これらの栽培法は多くの手間が必要であり、農家は手間を掛けることに耐えられるか。

化学肥料に比べ有機堆肥の畑への散布の労力は非常に大きい。専用の堆肥散布機が販売されているがあるが費用上どこまで機械化することができるか。機械の購入かレンタルか、共同購入が可能か、機械の規模は?採算は?

ある農家が「お金ができてから機械を買う。借金して背伸びしたくない」と言っていた。この農家は直販で毎週1回消費者に野菜などを自身で宅配している。

(3) 地産地消ならではの

「旨い!!」「安全安心」「こころ」「信じられる」「顔が見える」等々は農家と消費者が直接つながった時によく聞かれる言葉である。リピーターになることが多い。リピーターが増えれば農家は安定販売に近づき、

それは計画栽培、ニーズを意識した新しい作目の栽培につながる。

この農家の姿は他の農家の目にも止まろう。新しく農家が加わってくるかもしれない。地域の特性の環が大きくなる。地域が潤うことによる活性化にもなる。生き生きした農家。

地産地消は、単に農産物の地域での循環の環を作るばかりではなく、廻るたびにその環を大きくして、一層の地域の活性化に結びついている。

(4)終わりに

先駆者の言葉で結びに代えたい。

國分俊作氏(國分農場:福島県)

もうからなくても経営が続くこと。

・ひとつずつできることから始める。

・自然と先人の教えに従い、次の生命体の健康な食べ物を作る。

・自然の中でいろいろなものに生かされている、農業は自然の恵みを素直に手を広げて貰う物ではないか。自然のものを99%上手に利用しながら後は機械力を借りるのが農業技術ではないか。落葉の土壌菌は恵み。自分の裏山の菌が一番いい。

・安全安心という環境に優しい農産物。

・堆肥の品質として、臭いがなく良い香がする、作物が健康に育つ、美味しいものが育つ、

・環境に良いことをするのだという志と、できたものがきちんと次の人に役立つ、関わる人自身の努力と行政の力添え

國分俊江氏(あだたら環境農業研究会会長・國分農場:福島県)

・森も 水も 動物も バクテリアも 宇宙も 総ての営みの根源は 元素にあり 自然に囲まれ活かされ 生きていく

菅野芳秀氏(レインボープラン:山形県)

・土が弱ってきた。作物の力がどんどん落ちていく。解決する手立ては堆肥を入れるしかない。

・土から生まれたものは土に戻る。この中に俺たちの農業を位置付けていく。生ごみは素晴らしい。

・まちが村のことを想う 村はまちを想うという、生ごみと農産物に託して、人と人がより豊かな関係になっていくことが実現しています。「思いやり」が循環しています。

・「堂々たる田舎町 日本一の田舎町」

高橋克法氏(栃木県高根沢町長)

・今まで手間・暇を省き土・水・大気を汚してきた。これからは手間・暇をかけなければならない。

[謝辞]

本報告をまとめるにあたり、福島県(生活環境部循環型社会推進グループ)、NPO有機農産物普



及・堆肥化推進協会に情報提供等多大なご協力をいただいた。心より感謝申し上げます。

〔参考資料〕

- 1——岩田進午、松崎敏英：「生ごみ堆肥リサイクル」2001 家の光協会
- 2——NPO有機農産物普及・堆肥化推進協会 ビデオ「生ごみ堆肥で地産地消」2006
（「台所と農業をつなぐ交流会inとちぎ」記録ビデオ 2006-02-03 ～ 04）

〔他の資料〕

NPO有機農産物普及・堆肥化推進協会

生ごみリサイクル交流会2004記録集「生ごみは宝だ!」

生ごみリサイクル交流会2005記録集「生ごみは宝だ!」

生ごみリサイクル交流会2006資料集「生ごみは宝だ!」

福島県(生活環境部循環型社会推進グループ)

「福島県循環型社会形成推進計画～うつくしま循環プラン～」平成18年

「うつくしま、ゼロエミッション活動報告書」平成18年

あだたら環境農業研究会ホームページ

長井市ホームページ

栃木県茂木町「美しい土の里から」2006



執筆者経歴

浅田 正文(あさだ まさふみ)

中小企業診断協会福島県支部会員

食品会社で、業務改善と装置系の多品種少量生産システムの設計・開発・運用に携わる。

1995年11月 東京から福島県都路村(現田村市)へIターン。

都会(消費の場)から都路村に移住し、農村の姿を目の前にして農業の置かれている厳しい状況に問題意識を大きくする。

1999年4月から1期4年間 村議会議員。

2005年 中小企業診断協会の会員の全国組織である「農業経営支援センター」に発足と同時に加入。

第5章

循環型社会実現のための 環境施策

——環境ビジネス市場のシーズとしての廃棄物処理とリサイクル——
〔建設廃棄物〕





1. 国及び地方自治体の法制化の現状

(1) 国の廃棄物全般に対する法制化への取り組み

廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律(環境法)として、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」(略称:廃棄物処理法、廃掃法)(昭和45年12月25日法律第137号(最近の改正平成16年12月1日)が制定された。

関連法令として、「循環型社会形成推進基本法」がある。

総務省・法令データ提供システム

条文リンク: <http://law.egov.go.jp/htmldata/S45/S45HO137.html>

歴史的経過

1900年に伝染病の蔓延を防ぐために制定された「汚物清掃法」がもととなっている。ここでは、ごみ収集が市町村の事務として位置づけられている。

当時、この法律は、公安管轄であり規制と罰則を中心とした内容であった。その後1954年に「清掃法」に改正され、1960年代に入り経済の高度成長に伴って、大量消費、大量廃棄によるごみ問題が顕在化した。

また、ごみ焼却工場自体が公害発生源として、問題となってきた。このため、1970年のいわゆる公害国会において、清掃法を全面的に改める形で、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」が成立した。

2000年代に入り頻繁に改正が行われている。例えば、最終処分場の指定区域は、土地の形質の変更等に届け出が必要となっている。

廃棄物処理法・政令・省令の改正の概要

1) 平成16年10月27日施行分

・廃棄物処理施設における事故の措置

廃棄物処理施設において生活環境の保全上の支障を生ずるような事故が発生したときは、直ちに応急措置を工事、都道府県知事(保健所設置市長)に届け出なければならない。

・指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の不適正処理の禁止

人の健康又は生活環境に係る重大な被害を有するおそれがある性状の廃棄物(指定有害廃棄物:硫酸ピッチ)の保管、収集、運搬又は処分の基準を定め、この基準に違反した処理を禁止するとともに、不適正な処理を行った者を処罰するとともに、不適正な処理を行った者を処罰する。

2) 平成17年4月1日施行分

・廃棄物最終処分場の跡地等における土地の形質変更に係る措置

廃止後の廃棄物処分場の跡地等において土地の形質変更を行おうとする者は、都道府県知事(保健所設置市長)に届け出なければならない。

・公共の水域及び地下水の汚染防止措置に係る廃棄物の埋立処分基準の明確化(ミニ処分等に係る廃棄物の埋立処分基準の具体化、明確化)

廃棄物の埋立処分に当たって、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずること。

・最終処分場の残余要領の定期的な把握及び記録、閲覧の義務付け

最終処分場の実際の埋立残余要領を的確に把握できるようにするため、残余量の定期的な把握及び記録の作成・保存、当該記録の閲覧を新たに義務付ける。

3) その他

・罰則の強化(不法投棄目的罪の等の創設)(平成16年5月18日施行)

・国の役割の強化による不適正処理事案の解決(平成16年10月27日施行)

・施設設置許可に係る生活環境影響調査書添付等の特例(平成16年10月27日施行)

・製造設備を活用した廃棄物焼却施設の基準の見直し(平成16年12月10日施行)

・焼却に係る廃棄物処理基準の見直し(平成16年12月10日施行)

・廃棄物の熱分解を行う場合の処理基準の創設等(平成17年4月1日施行)

・管理型最終処分場に係るボウ素等の排水基準の見直し(平成17年4月1日施行)

*改正内容の詳細情報は、環境省のホームページから入手できます。

法改正.....<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=4741>

政令改正...<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5287>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5589>

省令改正...<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5389>

内在する問題点等

1) 度重なる「対処療法」的改正のため、ツギハギだらけの法律である。

廃棄物の種類や発生する問題等は、多様であり複雑なものとなっている。このため、毎年のように大規模な法律改正が行われているが、新たな問題が顕在化するスピードが速く、後手に回る感が否めない状況にある。

2) ときには、リサイクルの妨げとなる許可制度である。

廃棄物の保管、運搬を業とするには、都道府県知事の許可が必要である。産業廃棄物の適正な処理を図る観点からは必要な制度であるが、リサイクルするための廃品を取り扱う際にも、いちいち許可を得る必要が生じてくる。循環型社会の形成の妨げになっており、かねてより法の目的に反しているのではないかと指摘がなされている。



3) 法律上の「廃棄物」の定義のあいまいさについても次のような問題提起があります。

——「廃棄物か否か」は、永遠の哲学的テーマか?——

廃棄物か否かの判断は、主に有償で取引か否かと言うポイントにある。

行政と司法の間で異なる基準が混乱を招いている。法的リスクから企業を及び腰にさせ、リサイクルの推進を妨げている。

4) 「事業系一般廃棄物」の取り扱いにおける、不可避の違法行為

廃物処理法上、産業廃棄物を政令で定めるもの(20種類)と定めて排出者の責任で処理するもの(産業廃棄物処理業の許可業者に委託することが可能)とし、それ以外を一般廃棄物として市町村での処理を基本としている。また、産業廃棄物の一部には業種が限定されているものもあり、事業活動から排出されるものでも20種類に当てはまらなかったり業種が該当しなかったりすると、一般廃棄物として扱われこととなり、これらは、「事業系一般廃棄物」と呼ばれている。

「事業系一般廃棄物」は、「事業者から出る廃棄物」という点では産業廃棄物と同様に事業者に自己責任(法第3条)があるが、他方、法律上の扱いはあくまで一般廃棄物であり自己処理が出来ない場合は一般廃棄物として、市町村や許可業者に処理を委託する必要がある。

しかし、実際は市町村の技術・能力では、処理できないことが多く、法律上は一般廃棄物処理業の許可業者に委託することが可能であるが、一般廃棄物においては

許可業者はあくまで市町村の「一般廃棄物処理計画」を補完する例外的な位置づけであり、許可業者数が少ないのが現状である。他市町村の廃棄物受入については、住民の反発が強いので、他市町村に一般廃棄物処理業者がいても頼むわけにも行かず、限られた範囲で一般廃棄物処理業者を見つけられない場合は、廃棄物の行き場が失われるため、やむを得ず一般廃棄物処理業の許可を持たない産業廃棄物処理業者(許可がないだけで、もちろん同種の産業廃棄物を処理しており、処理の技術や設備がある)への委託が、違法を承知で黙認されている状態である。

産業廃棄物と一般廃棄物と混和することも可能となったが、管理型処分場が必要なこともあり取扱者は少ない。

この問題を解消するには、廃棄物処理の許可制度の見直しをするか、産業廃棄物と一般廃棄物の関係・区分けを抜本的に見直す必要がある。

製造業の例では、不要となった「木製パレット」は、「事業系一般廃棄物」に該当するため、その処理が問題となっており、日本経団連から見直しの要望が出ているが、その取扱について、2006年1月に政府が産業廃棄物と一般廃棄物の区分見直しについて検討に入ると報じられている。

5) 法令第2条第4項。政令第2条に定める20種類

・あらゆる事業活動に伴うもの<1.燃え殻、2.汚泥、3.廃油、4.廃酸、5.廃アルカリ、6.廃プラ

スチック、7.ゴムくず、8.金属くず、9.ガラスくず・コンクリートくず及び陶器くず、10.鉱さい、11.がれき類、12.ばいじん>

・特定の事業活動に伴うもの<13.紙くず、14.木くず、15.繊維くず、16.動植物性残さ、17.動物系固形不要物、18.動物ふん尿、19.動物の死体、20.上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの。>

ただし、業種によっては、排出される廃棄物が一般廃棄物として扱われるものもある。

管理責任者等に関する資格の名称

この法律における管理責任者等に関する資格の名称については、次のとおりである。

- ・特別管理産業廃棄物管理責任者
- ・廃棄物処理施設技術管理者
- ・環境衛生指導員
- ・環境衛生監視員

出典：フリー百科辞典『ウィキペディア（Wikipedia）』

（２）建設廃棄物」に関する法制化

建設リサイクル法の概要：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

（平成12年5月31日法律第104号）

近年、廃棄物の発生量が増大し、廃棄物の最終処分場のひっ迫及び廃棄物の不適正処理等、廃棄物処理をめぐる問題が深刻化している。建設工事に伴って廃棄されるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の建設廃棄物は、産業廃棄物全体の排出量及び最終処分量の約2割を占め（平成13年度）、また不法投棄量の約6割を占めている（平成14年度）。さらに、昭和40年代の建築物が更新期を迎え、今後建設廃棄物の排出量の増大が予測される。この解決策として、資源の有効な利用を確保する観点から、これらの廃棄物について再資源化を行い、再び利用して行くため、平成12年5月に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）「建設リサイクル法」が制定された。

建設リサイクル法では、特定建設資材（コンクリート（プレキャスト版等を含む）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事または、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等および再資源化等を行うことを義務付けている。

なお、分別解体等および再資源化等の対象となる建設工事の規模に関する基準については、

- 1）建築物の解体工事では、床面積80㎡以上
- 2）建築物の新築又は増築の工事では、床面積500㎡以上



- 3) 建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が1億円以上
- 4) 建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等では請負代金が500万円以上と定められている。

また、対象建設工事の実施に当たっては、工事着手の7日前までに発注者から都道府県知事に対して分別解体等の計画等を届け出ることを義務付けたほか、対象建設工事の請負契約の締結に当たっては、解体工事に要する費用や再資源化等に要する費用を明記することを義務付けるなどの手続き関係も整備された。

さらに適正な解体工事の実施を確保する観点から解体工事業者の都道府県知事への登録制度が創設されている。

この他に、建設廃棄物のリサイクルを促進するため、主務大臣が基本方針を定めることが本法に規定されている。これに基づき平成13年1月17日に基本方針が定められ、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たっての基本理念、関係者の役割、基本的方向などを定めるとともに、特定建設資材廃棄物の平成22年度の再資源化等率を95%とした1国の直轄事業における特定建設資材廃棄物の最終処分量を平成17年度までにゼロとするなどの目標を掲げている。

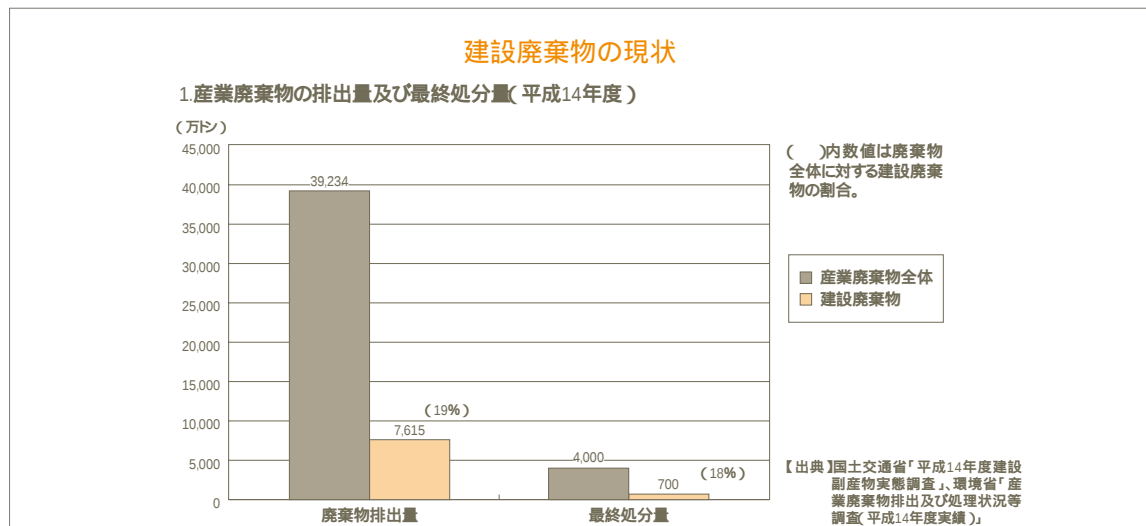
出典：環境省『建設リサイクル法の概要』

URL；<http://www.env.go.jp/recycle/build/gaiyo.html>

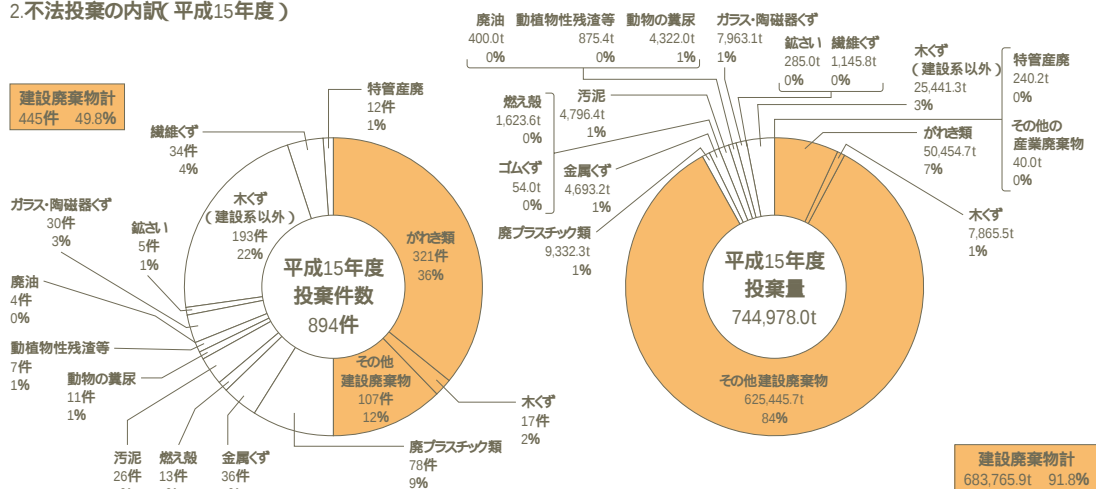
環境省> 廃棄物・リサイクル対策> 各種リサイクル法関連> 建設リサイクル関連

建設廃棄物の現状

建設廃棄物の現状については、以下に示す環境省発表資料のとおりである。

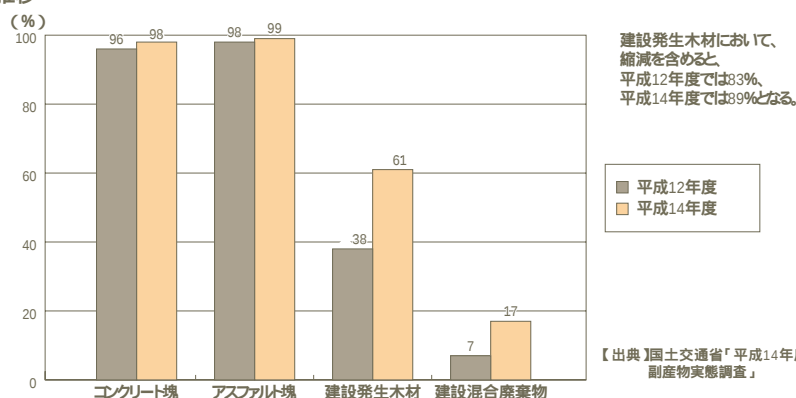


2. 不法投棄の内訳(平成15年度)



【出典】環境省「産業廃棄物不法投棄状況調査(平成15年度)」

3. 建設廃棄物のリサイクル率の推移



【出典】国土交通省「平成14年度建設副産物実態調査」

(3) 福島県における取組み

福島県廃棄物処理計画等

本県における福島県廃棄物処理計画(以下「処理計画」と言う。)(平成18年3月見直し)は、国の「廃棄物処理法」に基づき、平成14年度から平成22年度を計画期間とする9ヶ年計画として、平成14年3月に策定され、循環型社会を実現するうえで、廃棄物の減量化を促進し、安全で適正に廃棄物を処理できる体制を整備することが大きな課題となっていることから、平成18年3月に見直しを行っている。

また、この「処理計画」に関連する他の計画の一つに福島県環境基本計画「うつくしま環境プラ



ン21」(平成14年3月策定)がある。これは、福島県環境基本条例に基づき、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成9年3月に策定されたが、新たな県の長期総合計画「うつくしま21」が策定されたことや、環境を取りまく状況の変化に的確に対応するために平成13年度に見直しを行い、平成14年3月に新たな福島県環境基本計画として「うつくしま環境プラン21」を策定している。

このほかに福島県においては、次のような関連計画が策定され、推進されている。

- アジェンダ21ふくしま(平成8年3月策定)
- 福島県循環型社会形成推進計画(平成18年3月策定)
- 第2期福島県ごみ減量化・リサイクル推進計画(平成13年3月策定)
- 福島県分別収集促進計画(第4期)(平成17年8月策定)
- 福島県ごみ処理広域化計画(平成11年5月策定)
- 福島県全県域下水道化構想(平成7年5月策定、平成15年4月見直し)

産業廃棄物税の制定

福島県では、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進等に関する施策の財源とし、さらなる循環型社会づくりに向けて平成18年4月1日から、県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者を対象として、産業廃棄物税を導入したところである。

その目的とするところは、産業廃棄物による環境への負荷を低減するためには、産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を図ってゆく必要がある。という視点からである。

URL ; <http://www.pref.fukushima.jp/zeimu/index.htm>

(4)福島県内業界への対応

「建設廃棄物」のリサイクル推進

「建設廃棄物」のリサイクル推進については、「うつくしま建設プラン21」(平成15年度～)の中で、次のような取り組みを宣言している。

環境負荷を軽減する施策の推進(循環型社会の形成)という宣言文のなかで、

「建設リサイクルの推進」を掲げており、次のような取り組み内容となっている。

- 建設リサイクル法の普及啓発と当該法に基づく分別解体・再資源化の徹底
- 木造住宅の適正な分別解体を誘導する木造住宅解体廃棄物削減事業の推進

現在、福島県(土木部)においては、「建設工事におけるリサイクル推進について」というテーマの下に、「資源循環型社会」の構築に向けて「建設副産物」対策に取り組んでいる。

ここで「建設副産物」とは、「建設工事に伴い副次的に得られる物品」であり、その種類としては、工事現場外に搬出される土砂(建設残土)、コンクリートの塊、アスファルトの塊、建設発生木材(木

くず)の他、建設汚泥、紙くず、金属くず、ガラスくずなどと定義されている。

資源循環型社会構築のために建設産業を「ゼロ・エミッション・リサイクル」の推進により最終処分する廃棄物を出さないこととなるよう次の「3つの柱」を基本に取組みを行っている。

- 1) 発生抑制の推進
- 2) 再利用の推進
- 3) 再資源化の推進

建設リサイクルガイドライン(平成16年6月28日改正)の制定

このガイドラインは、建設副産物対策の「3つの柱」を一層推進し、別表に定める目標値を達成するために策定されたものである。リサイクル計画書の作成、建設事業の計画から設計、積算、完了の各段階における実施状況を把握し、工事に関係する各人がチェックを行い、認識を深めることによってリサイクルのなお一層の徹底にむけた検討や調整を行うための具体的な実施事項を定めたものである。

福島県土木部が発注する全ての事業(受託事業を含む)を対象として、建設リサイクル法第11条に基づき、建設副産物対策として具体的な実施事項(目標値)を定め、県内主要市(福島、郡山、いわき、須賀川、会津若松)と緊密な連携の下に施策を推進している。

実績の詳細は、下記URLよりファイル名「gaideline.pdf」を参照。

URL ; <http://www.pref.fukushima.jp/kikakugijutsu/gijutsukanri/gijutu01/recycle.3htm>

福島県内建設副産物対策の実績(平成16年度)

福島県建設副産物対策会議事務局 土木部企画技術領域技術管理グループによる実績報告については、次のとおり公開されている。

1) データの集計方法について

「福島県建設副産物対策会議幹事会」を構成する各機関のうち、県及び市町村が実施した最終請負金額100万円以上の公共工事3,018件を対象に調査を行った。

とりまとめは、「建設副産物実態調査入力システム(CREDAS)」により行った。

2) データの集計結果と今後の取組みについて

・建設廃棄物

a. アスファルト塊及びコンクリート塊

- ・平成16年度の再資源化率は、100%となり目標値を達成した。
- ・今後も引き続き同様の取組みを継続する。

b. 発生木材

- ・平成16年度の再資源化率は、36.2%であり、再資源化・縮減率(焼却等を含む)は、100%であった。
- ・再資源化・縮減率は、目標値を達成しているものの、再資源化率は目標値に未達成であっ



た。

- ・建設リサイクル法では、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無い場合、又は、工事現場から再資源化施設までの運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合、かつ縮減するために行う運搬に要する費用が再資源化施設まで運搬に要する費用より低い場合は、縮減（焼却）出来るとされている。

- ・しかし、近年、現場で再資源化できる新技術が開発されてきており、今後は、これらの技術を活用することにより、再資源化に取り組んでゆくものとする。

c.建設汚泥

- ・平成15年度の再資源化・縮減率は40.5%となり目標値未達成となった。

- ・建設汚泥は、そのままでは利用できないため改良する必要があるが、改良するにはコストがかかること、また、建設汚泥を市場で取り回す場合、品質同等品である建設発生土に比べ、コストが高い建設汚泥の市場性が著しく劣る状況にあることが再資源化・縮減率の低い理由である。

d.混合廃棄物

- ・平成16年度の現場外排出量は、1,434.3トンとなり平成12年度の3,866.0トンに比べ62.9%の減となり目標値を達成した。

- ・今後とも「建設リサイクル法」に基づき、現場における分別解体の推進に一層取り組んでゆくものとする。

e.建設発生土

- ・利用土砂の建設発生土利用率は、県と市町村合わせて76.2%となった。

- ・このうち県工事では、83.8%と目標値を達成しているものの、市町村工事では59.3%と目標値未達成の状況であった。

- ・また、建設発生土の工事間利用率は、39.9%と目標値未達成であった。

- ・建設発生土の有効利用については県内8ブロック毎に設置している「福島県建設副産物対策会議幹事会」での取組みが重要であることから、下記の取組みを実施してゆくものとする。

）公共工事土量調査結果を基に、「福島県建設副産物対策会議幹事会」での情報交換の実施

）リサイクル原則化ルール」の徹底（「公共工事における再生資源活用の当面の運用について」H14年6月18日付け14土検第203号通知）

）県機関での世界樹インターネット電子掲示板「建設発生土・不足土情報交換」の活用

- ・福島県建設副産物対策会議事務局においては、ストックヤードの段置・運営手法を検討するとともに、国で検討している民間工事への搬入の仕組みに関する情報収集を実施する。

3) 平成16年度の実績値

実績数値については、福島県の建設リサイクルの現状(建設廃棄物)〔建設副産物実態調査結果より〕のとおり公開されており、詳細については、下記URLより

pdfファイル [h16recyclejissemi.pdf]を参照。

URL ; <http://www.pref.fukushima.jp/kikakugijutsu/gijutsukanri/gijutu01/recycle.3htm>

(5) 県内市町村における取組み状況

市町村においては、「廃棄物処理法」に基づく一般廃棄物処理計画及び容器包装リサイクル法に基づく市町村分別収集計画等を策定している。

「処理計画」は、これらの計画と調整を図り、本県の達成すべき目標や方向性を示したものであり、市町村においては、本計画を踏まえて地域の実情に応じた対応をとると言う相互関係にある構図となっている。

2. 建設業および関連産業(業界)の経営環境

(1) 東北地方における建設業の現状

東北地方における建設業の現状については、平成元年～平成17年における「東北の建設投資(名目値)、建設業許可業者数及び建設業就業者数の推移」から分析された現状については、次のとおり報告されている。

「縮小する東北地方の建設市場」

東北地方における建設投資は、公共・民間ともに大幅に減少しており、平成17年度の建設投資は、約3.9兆円となる見込みであり、これは、建設投資のピークであった平成8年度(7.7兆円)に比べると約49%の大幅な減少となっている。

「建設業者数の増加と供給過剰感」

一方、許可業者数は、平成元年度の約36千社に比べ約6千社多い、42千社となっており、建設投資と建設業者数のバランスが崩れ、経営の悪化、倒産・失業の大幅な増加という厳しい環境に直面している。

市場縮小による建設業への影響

平成5年度～平成16年度の「営業利益率及び経常利益率の推移」によると、平成6年までは、建設業の収益性は全産業を上回っていたものの、その後、減少傾向におり、平成14年度からは収益性が回復の傾向にあるものの特に東北地方の場合は、建設業の倒産件数や負債総額が、ともに全国水準を上回るなど、厳しい経営状況がつかわれる。(平成10年～平成16年の「建



設業倒産件数・負債総額の全産業に占める割合の推移（年計）の分析

出典：財務省「年次法人企業統計調査」、（株）東京商工リサーチ（負債総額1,000万円以上のもの）

就業者から見た建設業の動向

東北地方は、全産業就業者に占める建設業就業者の比率が平成16年平均で10.4%と全国一高く、雇用が建設業に依存した構造となっている。

（2）建設業界の対応策（指針）

建設業の経営基盤強化・再生に向けて

公共投資の大幅な削減に伴い、中小建設業を取り巻く厳しい経営環境となっているが、国土交通省は、「建設業再生に向けた基本指針」（平成14年）を示し、いくつかの経営革新例を提示し、中小・中堅建設業の経営革新を推進してきている。

その中のひとつに、「連携・協業化による新分野への進出」が挙げられており、進出の主な理由としては、新たな収入源・収益機会の開拓、既存事業への不安・既存事業の競争激化、社会・顧客ニーズの多様化への対応、余剰人員の有効活用などが挙げられている。

新市場・成長分野としての有望市場の動向

新市場・成長分野としては、次のような有望市場の動向が示されている。

1）リフォーム・リニューアル分野

膨大な建設ストックが生み出す、リフォーム・リニューアルと言った業務の増大が見込まれている。例えば、現在、公共の小中学校の4割が建築後20～30年、または公共施設（庁舎など）は、5割が10年後に建築後30年以上となり、これから本格的な改修期を迎える。住宅やマンションのリフォーム市場も2010年には、現在の1.5倍に達すると予測されている。

2）環境・リサイクル関連分野

環境に対する関心の高まりは、巨大な環境ビジネスを創出し、建設業界においても新市場を生み出すと予測されている。特に、土地や自然を相手にする建設業は、環境関連の経験やノウハウが他産業より豊富であり、大気汚染防止、廃水処理、廃棄物処理、土地浄化、リサイクル等の分野での活躍が期待される。

3）高齢化社会・都市再生分野

着実に進む高齢化社会とそれに伴う国や自治体の支援制度の拡充により、バリアフリー、介護等の施設及び保育所整備等の事業の拡大が、確実視されている。また、都市再生や景観整備・保存にも多くの建設需要が存在している。

4）農林水産分野

土壌改良による有機農業、機械を用いた農作業受託、観光業を兼ねた牧場、近海に魚を増やすための漁礁の開発、間伐材を利用した肥料作り、廃熱利用のグリーンハウスなど、様々な挑

戦が始まっている。

主要有望市場の動向

以上の紹介された有望市場の中から、リフォーム市場、環境関連市場の動向を取り上げると次のとおりである。

1) 建設時期別住宅数の動向

総務省「住宅・土地統計調査報告書」(平成15年)によると、昭和35年以前に建築された住宅は、8.0%、昭和45年以前で見ると18.0%となっており、リニューアル市場が期待されている。

2) 建設副産物排出量の将来予測

国土交通省「建設副産物排出量の将来予測」によると、建設廃棄物の排出量については、今後も増加を続け、平成32年度には、平成12年度実績(84,752千トン/年)の1.21倍に達すると予測されている。

出典：東北地方建設産業再生協議会、建設業振興基金
2005版『東北地方における建設業の再生・再編に向けて』
国土交通省『建設投資見通し』『許可業者調べ』
総務省『労働力調査』

福島県の支援策

建設業に関しては、福島県緊急経済・雇用対策プログラム(平成13年9月策定)をベースとして、平成16年度以降、平成17年度の継続事業として平成18年度も「建設業新分野進出等支援事業」として、経営改善に向けての新分野進出や関連分野への進出を目指す建設業者の自主的な取り組みを支援している。

具体的には、

1) 「新分野進出支援会議」

新分野・関連分野への事業化を目指す建設業経営者を募り、課題解決や具体的な事業化に向けた会議を開催(ビジネスプラン策定コース、新分野進出コース)している。

福島県産業振興センター、中小企業ベンチャー総合支援センターなどとの連携により、平成16年度以降フォローアップを含めた継続的な事業として実施している。

2) 「情報提供」

一般建設業者を対象として、関連支援制度、新分野進出支援会議内容、新分野進出事例等の内容を随時ホームページ等において情報提供をしている。

- ・新分野進出に関する経営合理化講演会の開催
- ・事業概要等の広報チラシを建設業者、出先機関に配布
- ・TV・新聞等のマスコミを通して新規事業の県の取組状況を紹介



- ・「うつくしまベンチャーマーケット事業」との連携
プレゼンテーション参加による開発製品等のPR
 - ・建設業団体等への定期的な関連情報の提供
「建設業サポート会議」(県庁内関係グループが構成員)
 - ・新分野進出会議で出された課題の検討、各関連個別情報の収集、提供
 - ・行政内部の連携強化、参入障壁の検討
- 以上の事業については継続的に開催し、県内の建設業界を支援している。

出典：東北地方建設産業再生協議会、建設業振興基金
2005版『東北地方における建設業の再生・再編に向けて』

(3) 関連産業(再資源化業界等)の動向

福島県内の産業廃棄物処理業界

福島県内の業界団体のひとつに、「環境保全と健全な産業育成に貢献する」と言うスローガンを掲げて活動している社団法人福島県産業廃棄物協会(会長鈴木安利氏、正会員272社、賛助会員12社、福島市中町9-9)があります。

当協会は、昭和52年11月25日に福島県産業廃棄物処理業協会として設立され、その後更なる組織の拡充と事業の強化を図るため、昭和63年4月1日に社団法人福島県産業廃棄物協会として認可され、目指すところは、産業廃棄物の適正処理を推進し、県民の生活環境の保全と産業の健全な発展に貢献することを目的とした公益法人です。

事業内容は、公益事業として、不法投棄防止及び環境保全事業、情報提供、指導・普及事業、処理業の許可に関する講習会、管理票(マニフェスト)の普及・指導事業、研修会等の開催、関係機関、団体との交流協力などを進めてきており、一般事業として、協会組織強化、地域協議会の活動推進、青年部の活動推進、リサイクル事業の推進、情報伝達の推進等を通して積極的な活動を展開してきている。

会員の中でリサイクル事業を行っている事業所は、65事業所(平成18年11月1日現在)あり、方部別事業所数には、福島方部14、郡山方部11、白河方部8、会津方部11、相双方部8、いわき13、となっている。

会員の中には、廃棄物処理等の専門業者のほかに、建設業者も会員として加入しており、自社の事業活動から発生した「建設廃棄物」の運搬等についての許可を得ている企業が大半である。また、建設業が排出する建設廃棄物(コンクリート塊など)を共同で処理するために設立された事業協同組合組織の団体も会員となっている。

社団法人福島県産業廃棄物協会としては、県内における不法投棄、不正処理等の社会的疑念に対する正しい認識を得ていただくとともに、業界団体として誤解を払拭するために長年、積極的

な活動を展開してきている。

この協会の全国組織として社団法人全国産業廃棄物連合会(東京都港区六本木3-1-17)があり、全国ネットを形成し、各県協会、関係機関等との連携・強化を図っている。

バイオマス活用産業「製紙業界」の例

原油高、地球温暖化問題などを背景に、製紙業界における脱化石燃料化が進んでおり、「木くず」(建築木質廃材、木材伐採後の伐根などのチップ化されたもの)などのバイオマス燃料、RPF、廃タイヤなどの廃棄物燃料の消費量は、2004年度以降急速に消費が拡大しているが、2010年度には、そのほぼ倍になるとの見通しが報道されている。

日本製紙連合会の発表によると、1997年度の自主行動計画を2004年度に改定し、CO₂の排出量を10%削減する目標を掲げた。このため、バイオマス燃料、廃タイヤ燃料の消費が大きく伸びている。とくに、「木くず」などのバイオマス燃料については、製紙各社は、ボイラーの改造を進めるほか、発電用にバイオマス燃料を必要としており、今後、ますます需要が伸びて行くと予測している。

一方、そのために発生する焼却灰については、消費業界であるセメント業界が、低迷しているため、焼却灰の処理が再資源化の面でネックとなることが懸念されている。

出典：毎日新聞 2006年7月9日

3. 循環型社会形成のための方向性

国土交通省が進める中小・中堅建設業の経営改善の方向性としては次の(1)及び(2)のような指針を示して業界の活性化・企業自らによる再生を喚起している。

「建設廃棄物」に関しては、とくに、単独企業による処理に比べ、処理規模、資金負担等を考えると共同事業による処理が有効であり、さらに地域環境にも優しく対応することが可能となる。

県内には、先見性のある建設業関係の企業グループにおいては、すでに、事業協同組合組織による廃棄物処理の共同化事業に着手しており、顕著な実績を上げてきている事例がある。

具体的な方策として、次のような指針を示している。

(1) 企業連携による取り組みについて

中小・中堅建設業者は、人、モノ、金、情報、ノウハウなどの経営資源が不足しがちであると言われております。企業連携を進めることにより、自らが保有していない顧客開発力、技術力等を補完して行くことが可能となります。

企業連携を検討する際には、まず、自社の経営上の「強み」と「弱み」を客観的に評価・把握し、連携によって何を実現するのかを明確にしておくことが必要となります。



(2) 企業連携のメリットについて

次のようなメリットがある。

経営資源の補完～連携により、人材、スキル・ノウハウ等の不足を補うことが出来る。

独自性・優位性の確立～連携により、いっそうの相乗効果が期待できる。

リスクの分散・軽減～連携により、リスクを一社で背負い込まない。

次に、「単独での取り組み」と「連携（技術連携、フランチャイズ加盟、M&Aなど）」によるメリットを検討項目別の比較を例示する。

検討事項	選択	単独での取り組み	連携（技術連携、フランチャイズ加盟、M&Aなど）
・立ち上がりまでのスピード ・開発コスト ・リターンの大きさ ・意思決定の自由度 ・取組分野の深さ、広さ ・人脈活用のチャンス ・技術力の限界 ・需要予測の客観性		（時間がかかる） ×（大きい） ○（独占） ○（単独） ×（自社の保有の範囲） ×（ひとりが）	○（開発時間の短縮） ○（分担できる） （分担させられる） （合意形成を要す） ○ ○ ○（他社の技術力の活用） ○（客観性が高まる）

出典：東北地方建設産業再生協議会

建設業振興基金 2005版『東北地方における建設業の再生・再編に向けて』

(3) 福島県内の「建設廃棄物」処理に関する連携例と支援機関

中小企業組合制度活用による連携例

社団法人福島県産業廃棄物協会の会員に事業協同組合組織の団体が加入しており、その組合を一つの事例として取り上げ、設立経過と「建設廃棄物」処理の活動状況を中小企業組合制度活用による連携事例として紹介します。

県北建設資源再生協同組合（理事長桃井 昭男氏、福島市下飯坂字鶴形36-5）は、昭和63年9月27日に設立され、現在の出資金69,500千円、組合員数36名（うち大企業0名）、組合員の定款上の業種は、建設業、アスファルト合材製造業、舗装工事請負業、左記関連事業協同組合となっており、この組合組織の会員数を考慮すると、共同施設を利用する企業数は、約300社を数えることになる。

組合の業種は、産業廃棄物中間処理業（福島県の許可業務は、「破碎」となっている）。

組合の現有共同施設設備は「がれき類破碎装置」で、組合員等が持ち込むコンクリート塊等の「破碎」を行い、道路用路盤材等のリサイクル再生骨材として販売し、組合の主な収入源として運

営している。

<当組合の経営理念>

廃棄物の処理問題は、国家的社会問題として位置づけられ、循環型社会形成へのステップとして法的規制が加えられる中、等組合の社会的役割は重要なものがある。

環境破壊が進む中で、次世代へ何を残すか、何を残せるのか、重要なテーマと思われる。

当組合は、「美しい環境を明日の世代へ」を基本理念とし、環境に対してより一層の理解を深め、限られた資源を大切にすることをモットーにリサイクル事業を推進し、そして地域社会に貢献することを基本とすることである。

<環境対策活動>

また、平成18年2月には、ISO14001/2004の認証を取得し「環境方針」として次の3項目を掲げている。

- 1) 当組合は、環境マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善し、並びに、当組合に適用される法的及びその他の要求事項を順守することによって環境の汚染の予防を図ります。
- 2) 経営理念及び環境方針に基づいた環境目標・目的を設定し、当組合で働く又は当組合のために働くすべての人の自覚と参画によって、産業廃棄物処理及び再生骨材の生産・販売という社会的役割を通じて地域社会に貢献します。
- 3) 当面は、当組合の活動特色を考慮し、「粉じん」、「騒音」、及び「産業廃棄物」の3項目を環境目的・目標として取り上げます。

この組合の場合、約20年弱の年月にわたり建設業界の支援的機関として運営されてきており、当然、設備・機械の老朽化も進んでおり更新時期にもきているものと思われる。また、現状に加え他の建設廃棄物処理への進出についても組合員のニーズとして提案されているということである。

一般的に、「共同施設設置、更新等」を考えると、必要資金は高額となるため、事業協同組合の共同化事業として設備投資を行う場合、資金調達方法の一つとして「高度化融資制度」の活用が考えられます。

この制度についての支援機関、所管機関及び手続き等については、後述のとおりですが、福島県の場合、福島県商工労働部商工総務領域金融グループに共同施設事業計画について事前相談を行い、その後、正式に貸付申請を行い、受理された後、その計画内容について福島県等による診断・助言を受け、中小企業の金融支援機関である独立行政法人中小企業基盤整備機構が所管する長期、低金利（共同公害防止施設については、無利子貸付の要件がある）の「高度化融資制度」を活用することが可能となります。

中小企業組合制度による中小企業の連携支援機関

経営革新・新事業をめざして事業の共同化のために中小企業組合制度による組織化を進める場合に、その設立の進め方、認可申請、登記等の手続き一切の支援については、福島県中小企



業団体中央会(本部:福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま10F、TEL.024-536-1261、FAX.024-536-1217)が行っており、この支援を活用することにより複数企業の共同化による新たな事業分野への進出を実現することが可能となります。

さらに、中小企業組合等の資金需要のための金融斡旋支援として、高度化事業資金、商工組合中央金庫、その他政府系金融機関等への斡旋も行っております。

高度化資金支援につきましては、斡旋支援に加えて、事業計画作成支援、内容の診査等も行い事業実施計画の具体化を推進しております。

福島県中小企業団体中央会は、福島本部のほか県内4箇所(郡山市、会津若松市、南相馬市及びいわき市)に配置されている福島県出先機関の各地方振興局企画商工部内に事務所が置かれている。

同業者または、異業種連携による共同事業として取り組み、将来を見据えた新たな事業として展開することも考えられます。

出典:福島県中小企業団体中央会発行資料 URL;<http://www.chuokai-fukushima.or.jp>

共同事業への資金的支援=中小企業高度化融資制度の活用=

この制度の実施機関である「独立行政法人中小企業基盤整備機構」は、平成16年7月1日に、中小企業総合事業団、地域振興整備公団、産業基盤整備基金の3法人が統合して新たに独立行政法人として発足し、国(経済産業省、中傷企業庁)が実施する中小企業施策の総合的な実施機関として中小企業者の発展や経営基盤強化への支援のために、ソフト・ハード両面にわたる支援事業を総合的かつ広範に実施している団体です。

この団体の中で、中小企業高度化融資制度を担当する部門は「地域・連携推進グループ 地域・連携企画課」です。

住所 〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL. 03-5470-1528 (直通)

中小企業高度化融資制度の相談窓口は、都道府県の各商工労働部、産業経済部等にありますが、福島県の相談窓口は、福島県商工労働部 商工総務領域 金融グループ

福島市杉妻町2-16 TEL.024-521-7276(直)となっております。

中小企業高度化融資制度の貸付対象となる事業は、

1) 中小企業者が行う事業の場合

次のような事業があります。

- ・集団化事業(工場団地、工場アパート、卸団地、パティオ商業集積等)
- ・集積区域整備事業(商店街近代化事業等)
- ・施設集約化事業(共同店舗、共同工場等)
- ・連鎖化事業(ボランタリーチェーン)

- ・共同施設事業(共同公害防止施設、共同物流施設、商店街のアーケード等)
- ・設備リース事業(組合が新鋭設備を一括購入し、組合員に買取予約付で賃貸する事業)
- ・経営改革事業(新商品・新技術開発、情報の収集・処理・提供を行うための共同で利用する研究施設や試験設備の設置事業)
- ・企業合同事業(法律の規定に基づく承認等を受けた中小企業者が合併したり、出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図る事業)

2) 貸付条件

- ・貸付対象施設: 上記貸付対象事業を実施するのに必要な土地、建物、構築物、設備
 - ・貸付割合: 原則として、貸付対象施設の整備に要する額の80%以内
 - ・貸付金利: 0.80%(平成17年度)又は無利子。
(中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子)
- (注)貸付金利は、固定金利。市場金利等を勘案して、毎年度設定します。

3) 診断助言

- ・貸付前の診断助言等: 当機構は、都道府県が行う高度化事業診断が円滑に進むよう引き続き職員を派遣して診断に協力します。
- また、高度化事業の実施希望がある中小企業もしくは、高度化事業制度を知りたい中小企業の方がたに対して、専門家(企業連携支援アドバイザー)派遣によるアドバイス、高度化制度説明会等の実施の側面支援、高度化事業計画の作成支援等を行います。
- ・専門家派遣等に要する費用: 高度化事業に係る診断助言(アドバイザー派遣を含む)は、すべて無料で行っております。

出典:「高度化融資制度利用ハンドブック」(独)中小企業基盤整備機構(平成17年7月版)



執筆者経歴

藤田 一巳(ふじた かつみ)

フジタ中小企業診断士事務所 代表 中小企業診断協会福島県支部副支部長
経歴等

昭和16年3月20日生

昭和39年3月 東海大学工学部応用理学科卒業。

昭和39年4月～平成13年3月 福島県商工労働部職員として在職。主に工業試験場(福島、いわき)・ハイテクプラザ(郡山)に勤務。

昭和43年4月～昭和57年3月の期間は、中小企業企業指導室、経営指導課に勤務。

昭和47年9月 中小企業事業団中小企業診断士養成過程終了。

昭和48年4月1日 中小企業診断士通商産業大臣登録(鉱工業部門)、現在に至る。

平成13年4月～平成16年3月 福島県産業振興センター技術支援部に勤務。科学技術振興、産業支援グループの特命担当として、産学連携事業を推進。

平成16年4月1日 フジタ中小企業診断士事務所開設。

平成17年4月 社団法人中小企業診断協会福島県支部理事兼副支部長。

第6章

「事業承継・
自社株対策」について





1. 事業承継対策が必要な理由

(1) 中小企業を取り巻く環境の変化

中小企業白書によれば、中小企業の経営者の平均年齢は58歳で、この20年間で約5歳も上昇している。平均的な引退予想年齢が67歳とすると、約10年程度しか事業承継にかける時間がない。

過去10年間は廃業率が開業率を大きく上回る。高度成長期に20代、30代で創業した世代が一斉に引退時期にさしかかっている。本来、開業コストをかけるよりは既存の企業の寿命を延ばすことが雇用の確保や資産の効率的な利用に結びつく。世代交代に伴う事業承継を円滑に進めることが社会的なインフラの有効活用になる。

一方、大企業の業績回復を受けて、上場企業の平均株価の持ち直しの状況が続いている。これは、後述する中小企業の自社株の評価額の算定にも影響し、自社株の価額を上げる要因になっている。路線価の逓減傾向にも歯止めがかかりつつあることに加え、中小企業でもバブルの後遺症の含み損の清算を終えて、財務体質が健全化してきた企業も増えてきている。

(2) 全体の6割を占める親族内の事業承継

中小企業の事業承継にも、M&Aが利用されてきているが、まだ親族内の事業承継の割合が全体の60%を占めている。後継者に事業承継できないが為にM&Aの比率が増えてきているといえる。

従業員や取引先にとってもっとも安定した事業承継の方法は親族内承継であると考えられる。ここでは、親族内の事業承継の準備を進める上で、自社株の相続対策と経営支配権の確保に有効な施策のいくつかを論じてみる。

2. 親族内承継の自社株対策をとる前提

(1) 後継者が承継しやすい環境を整備する

名義株式を実質株主へ変更しておく

最低資本金制度が施行された平成2年以前の株式会社では、発起人7名と株式引受人1名とら募集設立の形で設立されていた。この為、他人の名義を借りて株主の数を揃えていた結果、いまだに実質の株主と名義上の株主が異なっている会社も散見される。

ここでは、自社株の評価額の高い会社で、名義株があるケースの対策を示す。

1) 「名義貸与承諾書」をあらためて作る。

名義人から名義を借りている証拠としての「名義貸与承諾書」がなければ、名義人が存命のうちこれをあらためて作る。

方法：名義貸与人の「自書・押印」をもらい、公証人役場で「確定日付」を受領する。

2) 「名義貸与承諾書」の作成することが困難である場合

株主名簿の備え置きが不備で、法人税申告書別表二「同族会社の判定に関する明細書」のみで管理している場合には、次の方法で実質の株主を確定する。

方法：剰余金の配当の支払を実質の株主に振込みで行い、その後、配当所得の申告をする。別表二の訂正も必ずしておく。会社法では、「株主名簿」の作成保管を定めているので、正しく作り直したものを保管する。

遺言書の作成と活用

相続財産のうち、自社株の占める比率が50%を超えるような場合、事業承継者は経営の安定を図るために自社株の大部分を取得することになる。但し、会社にとって担保価値のある不動産は他の相続人に渡るので、後継者は個人保証ができず資金調達の面で承継後に不安定な経営を強いられる。

これを回避するには

方法：あらかじめ自社株を売買や贈与でなるべく多く承継者に移しておく。後継者以外の相続人には、それ以外の金融資産を生前贈与しておく。このような事前準備を進めてめどが立ったならば、承継者以外の遺留分を配慮しながら、事業承継者には自社株の残り大半と担保価値のある財産を相続させるように遺言書を作成しておく。

定款の見直し

新会社法では、定款で「相続人に売渡請求ができる」旨を定めることが出来るようになった。これを定款に記しておくことで事業承継者にとって好ましくない株主から強制的に株を買い取ることが可能になる。売買価額が折り合わない場合には、裁判所に売買価額決定の申し立てをし、裁判所の決めた額が売買価額となる。

事業承継者側に価額の決定権はないものの、支配権の確保のためには株を強制的に取得できる有効な手段となる。

方法：株主総会の特別決議により定款の変更をして、次の条項を盛り込む。

「当社は、当会社の株式を相続その他の一般承継により取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すよう請求することができる。」

(2) 自社株の評価が高い原因を経営者と承継者が分析、把握する

自社株の評価額は「純資産価額方式」(資産から負債を引いた価額を基礎として計算すると「類似業種比準価額方式」(類似する上場企業の株価と利益額・配当額・純資産額の3要素で比較して計算する)の組合せで決まる。ゆえに高い評価額の原因がある。なぜ高くなったのか、今後も高くなる要因があるかの理解がまず必要となる。



純資産価額が高くなる要因

- ・社歴の長い会社で、バブル期以前に取得した土地や有価証券に含み益がある場合
- ・業績の良い時期に社外流出を抑え、内部留保蓄積に努めた結果、優良企業になっている場合

類似業種比準価額が高くなる要因

- ・上場企業の平均株価が回復して高くなり、それに連動して高くなる場合
- ・上場企業の配当は率で決めるが、中小企業は利益に対しての額で配当を決めるので、往々にして上場企業の平均配当率10%を超える場合がある
- ・中小企業は資本金額が小さく、発行済株式数も少ないため、利益が増えるとすぐに1株当たりの利益額が大きくなる。さらに株価計算上、利益比準値は3倍に扱うので、高い利益が即、高い株価に結びつく。
- ・好業績の積み重ねで、内部留保額が大きくなっていると発行済株式数が少ないことで1株当りの純資産額が大きくなり株価を高くする。

3. 自社株の評価を下げる対策

(1) 純資産価額を下げる対策

借入金による収益力のある不動産の購入する

会社に遊休の土地があり、建物の建設が可能な場合や会社の業績が好調で不動産の収支が赤字でも問題ないケースでは、収益不動産の取得により、純資産価額を下げるができる。相続税評価額との乖離を利用すると、投資額の半額程度の評価額になるので、効果が認められる対策である。ただし、取得後3年経過しないと評価額との乖離が発生しないので長期戦の対策になる。

含み益のある資産を子会社に移転する

含み益のある土地を建物とともに子会社を設立して分社型分割して移す。いわば、土地建物を直接所有するのではなく、子会社を通じて間接所有する。親会社の資産構成を土地建物から子会社株式に変えて、この子会社株式を低い類似業種比準方式で評価できるようにすることで、親会社の株式の評価額を下げることができる。

ただし、分割後3年経過しないと類似業種比準方式が適用できないので、これも長期戦の対策になる。

第三者割当増資をして発行済株式数を増やし1株当たりの純資産価額を下げる

社員持株会をつくるか、もしくは、社員の中から引受け可能なものを選び第三者割当増資を行う。第三者割当増資の引受けの上限は1人当り3%までで全体としても33%までとする。結果として、

オーナー側の持株比率は3分の2以上を確保しておく。発行割当株式は配当優先株式として、受けやすいようにする。また、配当額は年5%を上限にし、これを超えないようにする。

(2) 類似業種比準価額を下げる対策

1 株当たりの利益を引下げる

土地や有価証券、ゴルフ会員権などが持つ含み損を実現させる

従業員ボーナスを増やす

社員から役員に登用し退職金を支給する

解約返戻率の高い生命保険金に加入する

役員報酬を増額する

レバレッジリースを活用する

高収益部門を切り離して、事業後継者の会社に事業譲渡する

営業部門を子会社化して、親会社は不動産の管理会社にして利益を分散する

役員に生前退職金を支給する

1 株当たりの配当を引下げる

1株当りの配当金額は直前2年間の配当金の平均で計算するので、2年間無配当とする

1株当りの配当金額の計算に含めない「特別配当」「記念配当」を増やす

1 株当たりの純資産額を引下げる

上記の純資産価額を引下げる手法と同様

比較する類似業種を株価の低い業種に業態転換して株式評価額を引下げる

会社が複数の事業を営んでいる際に、もともと類似業種株価が高い不動産賃貸業から低い卸売業に業態転換できるように合併や会社分割をする

会社の規模を大きくして類似業種比準価額の割合を多く取れるようにする

「売上高」「総資産額」「従業員数」が大きくなると類似業種比準価額の割合を多く取れるようになるので、会社合併で3要素を大きくする

「総資産額」を大きくするには、借入による新規設備投資がもっとも容易な方法となる

4. 事業承継者に対する自社株の委譲

(1) 暦年課税制度による生前贈与の活用

自社株の評価額を下げたあとさらに自社株の評価額がその後上昇しない対策を講じた場合に毎年使える有効な方法といえる。暦年課税制度の毎年の基礎控除額は110万円と少なく、贈与税率は最高50%の高率になるが、相続財産とは切り離されるメリットがある。(ただし、相続開始前3年以内の



贈与は相続財産に加算される)

(2) 相続時精算課税制度による生前贈与の活用

自社株の評価額を一時的に大きく引下げる対策を講じた場合に有効な方法になる。

親が65歳以上で子が20歳以上の要件を満たすと、2,500万円の特別控除額が使える上、税率も一律20%で済む。最終的には、相続財産に合算されるが、評価額を引下げて贈与した時の価額で合算されるメリットもある。

5. 相続発生時の納税資金の対策を考慮する

(平成18年12月の自民党税制改正大綱で、相続時精算課税制度の特例が創設された。これは、平成19年から平成20年までの間に、自社株の贈与をする場合は贈与する親の年齢を60歳以上にする条件を緩和し、非課税枠を3,000万円まで拡大している。自社株の贈与で悩むオーナー経営者には朗報である。)

生命保険の活用(その1)

死亡保険金の受取人を事業承継者にすることで相続税の納税資金の確保をする

生命保険の活用(その2)

事業承継者が契約者でかつ死亡保険金の受取人、被保険者を被相続人とする生命保険に加入する。受取保険金は一時所得になり相続財産に含まれない

相続財産中の金融資産の割合を増やす

役員報酬を増額する。生前退職金の支給をする。

死亡退職金の予定額をあらかじめ検討しておく

相続後に事業承継者から自社株を会社側が買い取る。その際の自社株の取得に耐えられる会社側の資金流出額の上限額を検討しておく

6. まとめ

近年の事業承継では、親族外承継の比率が高まってきたとはいえ、まだ主流は親族内承継である。これは、事業承継の直接的な影響を受ける従業員・取引先が事業の一体性と継続性が確保されていないことに強く不安を覚えるためである。

これをうけて親族内の事業承継者が安心して安定した経営を維持するためには、自社株の株価対策を採用した上で、後継者に贈与しておくことがオーナーに残された重要な責務である。さらに、親族内の争族の芽も事前に摘んでおかねばならない。

相続税の過大な負担という経営自体にはプラス効果をもたらさない事象で、継続企業の基盤が揺るがされることは、大きな損失といえる。

社会の公器の1つである中小企業の円滑な事業承継は、企業インフラの有効活用や従業員の雇用

確保の観点からみて、緩やかな循環型社会の環境の維持に寄与していると考える。

提案した諸々の対応策も、1つで十分な効果が得られると限らないので、複数の対策をオーダーメイドのように個々の会社の事情に合わせて選択する必要がある。ゆえに、早めの分析と早めの対策がもっとも有効な解決策となる。

中小企業の経営者が事業承継計画の重要性に気づき、着手できるように意識を変えていく必要性を改めて訴えたい。



執筆者経歴

大和田 利明(おおわだ としあき)

(有)大和田会計事務所 取締役

中小企業診断協会福島県支部監事

昭和54年 福島県立福島高校卒業

昭和58年 高崎市立経済大学卒業

昭和59年 八夕光学㈱入社 経理課株式公開チーム所属

昭和62年 河合富雄税理士事務所入所

昭和63年 (有)大和田会計事務所入所

平成12年 同社取締役就任

第7章

開発途上国の 森林保護問題

—— ベトナムの場合 ——





1. はじめに

小名浜港には、モロコシアやアラスカから原木が輸入されている。しかし、ベトナムからの輸入はあり得ない。ベトナムでは原木の輸出は禁止されている。

東南アジアのいわゆる開発途上国の中で、ベトナムほど際立って森林保護に政策課題を意識している国はないのではなかろうか。

2. 開発と環境保護の関係

2006年4月18日から1週間にわたり、ベトナム共産党大会が開催された。ベトナムの共産党大会は5年に1回開催され、今後の政治体制、経済発展の方向と目標が提起される。フ・ドク・マイン書記長が再選され、2010年までの5ヵ年計画が採択された。

フ・ドク・マイン書記長はベトナム北部バクカン省の少数民族出身者であるが、旧ソ連の大学で森林学を専攻し、環境保護に関わる森林の重要性を強く訴求している指導者である。

政策には三つのキーポイントが示された。すなわち、経済の発展 環境保護 社会問題の解決の3点である。

経済の発展については、ドイモイ（刷新）政策を引き続き進め、2010年までにベトナムが後進国のリストに入っていないこととし、GDPを2000年比2.1倍の890億ドル（一人当たりGDP1,000ドル）にする。2020年には工業国にする。そのために、毎年7.5～8.0%の成長を目指す、としている。

環境保護については、工業化の進展につれて起こがちな経済成長に伴う公害汚染、環境破壊を特に憂慮している。開発優先で森林が消滅し、大気・自然循環の異変、下流域の水害惹起などは絶対あってはならないと、マイン書記長は訴えた。

3. 森林資源の現状と回復

ベトナムには約8千万人の人口のうち、54の民族がいる。8割はキン族といわゆるベトナム人だが、この人たちは主に海岸線の平野部、とくにハノイやダナン、ホーチミンなどの都市部に居住していて、山岳部には数千人規模から数万人規模の少数民族が散在している。

森林の現状はといえば、ベトナム戦争での枯葉剤作戦での破壊や、過去の過剰な森林伐採、少数民族による焼畑農業などで地面がむき出しになり、森林被覆率が36%にまでいためつけられ、河川護岸の崩落、土砂の流出が起きている。

ベトナム北部、ハノイ方面はホン川といふ大河が流れているが源流は中国であり、中国での洪水は赤い土砂とともにベトナムに押し寄せる。森林破壊による人災は国境を越えて、河川下流の人々の生活を脅かすのである。

材木生産の中心とされるのがベトナム中部であるが、この地方は、これまでに焼畑農業による森林の消

失、コーヒーやゴムなど換金作物の拡大により多くの森林が失われてきた。ベトナム製紙会社による、パルプ・紙の生産計画を受けて、その原料となる材木の供給を行うため500万haの植林計画が発表された。また、中部高原は、ベトナム全土への植林苗木の供給地とされ、中部の中核都市ダナンは、輸出用木材の供給基地としてのインフラ整備がすすめられている。

ベトナムには、月産4万本の家具生産を目論む日本の家具メーカーが進出しているが、たしかにベトナムでは、木工製品は近年急成長している輸出品目のひとつではある。2005年には2010年の目標であった12億ドルを超えて15億ドルの木製家具を輸出した。しかしこのままでは、将来木材の供給が不足するとの危機感を持っている。長期的解決は植林のみである。

すでに、中部高原では2.5万haの森林が造成され、森林破壊が生活破壊を呼びこむとの住民の意識も高まり、不法な森林破壊は減少している。

南部にはチベットを源流としてラオス、カンボジアを流れるメコンの大河がある。メコンデルタでは、すでに2.2万haのマングローブ植林が進められている。これら海岸線でのマングローブ植林は、環境保全ばかりではなく農地の保全、人命の保護の面からも、洪水や土砂の流出防止、農地への塩水の浸入防止、防風林、砂防林としての効果をあげている。ベトナム赤十字は独自に2006年から2010年までのメコンデルタでの植林を計画し、日本赤十字からの支援を受ける話がある。

4. むすび

ベトナムがWTOに加盟すれば、植林プロジェクトに外国投資を誘致することもある。

ベトナムは青森から鹿児島まですっぽり入る南北2千キロの細長い国で、そこには多数の民族が共存し、気候も言語も違いがある。そのなかで、環境保護を前提とする経済成長を図る国家目標を具現化させるには、為政者の強い使命感とリーダーシップ、適時適切なプロパガンダによる国民的理解と支持が必要である。ベトナムには、他の開発途上国にはみられない可能性をみるのである。



執筆者経歴

大和田 宏(おおわだ ひろし)

中小企業診断協会福島県支部会員

バス会社、スーパーなど民間企業数社役員就任

情報処理会社「協創」代表取締役

いけき経済同友会副代表幹事、東日本国際大学地域経済研究所主席客員研究員、福島県雇用

開発協会高年齢者雇用アドバイザー、大和田社会保険労務士事務所、いけきベトナム交流協会副会

長、経営コンサルタント事務所「みらい経営研究所」所長

著書：東京陸運局監修「交通事故防止のための適性検査の実施と活用」

第8章

蓬萊団地における 循環型社会へ向けた 取組み





少子高齢化が急激に進み人口減少にある地方郊外の郊外型住宅団地において、如何に持続できる地域社会、また循環型地域社会へ再構築できるかを試行している、福島市蓬萊団地の取り組みを紹介することにする。

特定非営利活動法人循環型社会推進センターが国土交通省の平成17年度都市再生プロジェクトにより行った報告をもとにご紹介したい。

1. 蓬萊団地の現状

(1) 蓬萊団地の位置

蓬萊団地は、福島市の中心市街地から南に約7kmの地点にある、丘陵台地に造成された郊外型大規模住宅団地である。南北の動脈である国道4号線に面して、車での交通の便は比較的良好な場所におり、南側には隣接して県立医科大学・同大学病院があり、また、南西方面の2kmの地点には福島大学がある。山林を切り開いて開発したため、団地の敷地には高低差があり坂道が多いのが特徴となって入る。また、周辺は小高い山並みが広がるとともに谷筋に沿っては田園風景が展開するなど豊かで風光明媚な自然環境を有している。

(2) 蓬萊団地の沿革

蓬萊団地は、理想的な住宅環境を備えた大規模宅地開発を目的として、緑多い自然環境と都市機能を持った独立した一つの住宅都市建設として計画された。主に昭和50年代に建設が進められた約30年経過した蓬萊第一団地と、主に昭和60年代に建設が進められた約20年経過した第二団地から構成されている。

- 昭和45年 第一団地造成・住宅建設開始

蓬萊第一団地概要

計画面積	151.4ha	
計画住宅戸数	3,232戸	
計画人口	12,000人	
計画年度	用地取得	昭和42年度～昭和46年度
	造成	昭和45年度～昭和58年度
	建設	昭和45年度～昭和60年度
計画事業費	約71.1億円	

- 昭和46年 入居開始
- 昭和47年 団地の町名が蓬萊町となる
- 昭和48年 蓬萊小学校開校、蓬萊幼稚園開園

- 昭和49年 団地内バス乗り入れ開始、警察学校開校
- 昭和50年 蓬萊中心施設完成(ショッピングセンター、蓬萊支所・公民館等)
- 昭和51年 郵便局開設、団地内バス運行増便
- 昭和52年 急行バスの団地内乗り入れ開始
- 昭和53年 第二団地造成開始

蓬萊第二団地概要

計画面積	73.6ha	
計画住宅戸数	862戸	
計画人口	3,100人	
計画年度	用地取得	昭和47年度～昭和56年度
	造成	昭和54年度～平成5年度
	建設	昭和55年度～平成17年度

- 昭和54年 蓬萊中学校開校
- 昭和55年 蓬萊第二保育所、児童センター開設
- 昭和56年 産婦人科医院開業
- 昭和57年 蓬萊東小学校開校、幼稚園開園
- 昭和58年 第二団地分譲開始

(3) 蓬萊町の人口動向

蓬萊町の人口については、平成2年の11,361人をピークに緩やかに減少している。また、世帯数は、年々増加し平成17年には3,954世帯となっており、1世帯あたりの人口は昭和53年のピーク時の3.46人から平成17年には2.69人に減少して入る。年齢階層別の人口について、平成2年と12年を比較すると、50歳代以上が大きく増加している反面、19歳未満が減少しており少子高齢化の進展が顕著になっている。一方、20歳代については増加し、34歳未満も横ばいで推移して入る。

これらの要因としては、昭和50年代に建設された戸建て住宅に入居した世帯の高齢化が進み、青年層も地域外へ流出している一方で、民間開発の郊外ニュータウンと異なり、多くの公営住宅(蓬萊町世帯数の半数; 約1,900戸)が建設され、若い世代への住み替えも一定程度進んでいることが考えられる。

(4) 蓬萊団地の課題

団地特有の偏った同年代層の入居に始まり形成された地域コミュニティは、新たな若者後継層の補充が伴わず、また地域全体の高齢化の過程をたどり、子供の転出と共に小家族・高齢世帯の増加へと繋がっている。それは同時に住宅の空き家・空き地化、空き教室の増加、高齢者介護、地域の活力の



減退など多くの深刻な問題を派生させている。

蓬萊団地の時間的経緯

- <新興住宅団地の整備> <団地特異な社会・コミュニティの形成>
- <子供たちの成長と団地人口の増加> <子供の成長と地域離れ>
- <人口の減少と中高年層の増加> <高齢者世帯・単身世帯の増加>
- <地区外移転希望者の増加>

状況の変化と主要課題

- 坂や傾斜地が多い丘陵台地の地形
- 若者向け中心の住宅と街づくり（夫婦と子供＋プラス親）
- 交通手段は自家用者と路線バス
- ショッピングセンターの賑わい
- 公共施設の整備
- 保育所、幼稚園の整備
- 小中学校の増設
- ・ 若者世代の減少と住民の中高年齢化
- ・ 高齢者世帯の増加
- ・ 空き家、空き室、空き教室の増加
- ・ ショッピングモールの空き店舗化
- ・ 交通の不便、高齢者の足（公共交通）の問題
- ・ 治安問題の深刻化（防犯・防災対策）
- ・ 地域コミュニティによる支え合いの弱体化
- ・ 家族等による高齢者在宅介護の弱体化
- ・ 高齢者向け住宅リフォームとバリアフリー化の問題
- ・ 若年世代の定住化と新規導入のための住宅ストック活用策
- ・ 空き教室、旧幼稚園等公共施設の活用（コンバージョン）が課題に

（５）団地再生へのカギ

空き家・空き地を如何に解消し、また今後の増加を如何に食い止めるか
小家族＋高齢者世帯の増加に伴う生活不安を如何に軽減・解消するか
空き教室、幼稚園等の公共施設、公営住宅の空き家対策と活用
様々な問題に立ち向かうための地域における相互扶助システムの構築
ベッドタウンから街（複合型機能都市）へ

蓬萊団地がこのまま推移するとなると、人口減少と高齢化、空き家・空き地の増加、家並み・街並み

の劣化と負の循環が進み、スラム化が現実の問題となってくる。この循環を断ち切り、地域住民が安心して住み続けられる持続発展可能な地域社会を構築していくためには、団地再生へのカギとなる課題に対処し、蓬萊団地の住民が一体となった新しいまちづくりの取り組みが不可欠である。

2. 空き家を活用した小規模多機能ハウスの開設

蓬萊団地の建設から30年が経過している第一団地を中心に、高齢化と同時に子供の独立などから単身世帯や夫婦のみの世帯が増加して入る。これに対して高齢者のための「デイサービスセンター」の在宅介護支援施設や近所の人たちが気がねなく集まれる「憩いの家」といった施設への要望がたかまっている。

(1) 小規模多機能サービス拠点

団地内の空き家を利用し、高齢者が気軽に訪ねることができ、自立した生活を支援するための「小規模多機能ハウス(宅老所+子育て支援)」の運営をNPO法人と地域の協力スタッフが中心となって、高齢者の望む地域福祉とサービスのあり方を研究、試行した事業である。

団地内の空き家・空き施設の活用

蓬萊団地の中央部よりやや東に行った戸建て住宅街の一角で蓬萊中学校の北側に位置する空き家を活用し、「高齢者一人ひとりの状況と能力に応じた生活支援のあり方」や「住民参加型の老老介護等地域相互扶助システムのあり方の検証」を行うため、平成17年9月から準備を開始し11月9日に開所式を行った。

空き家は平成17年10月1日から2年間の賃貸契約を結び、高齢者が利用しやすいよう改修をおこなった。

地域の茶の間“ふるさと”の活動

蓬萊団地は新興住宅団地であり、ここをふるさと思う人が少ないことから、自分達のふるさとになればと言う意味をこめている。さらに、地域のお茶の間にしたいという願いも込めている。ふるさとのサービス活動内容は、ミニデイサービス(宅老所)とサポート事業を柱として「小規模多機能サービス」の拠点づくりを目指している。

双方向会員制度

ふるさは会員制度を採っており、一人の会員がサービスを提供することも利用することもできる。スタッフも利用者も同じ会員とし、自分たちの施設であるという意識を醸成する上でも双方向会員であることを条件としている。

(2) ミニデイサービスの運営

利用対象エリアは歩いて来れる範囲とし送迎はしない。概ね65歳以上の方を対象とし、営業日



は月曜日から金曜日の午前10時から4時まで、予約は不要であるが、会員登録に3,000円、利用料金1日700円(昼食付)が必要となっている。

スタッフには1級と級のヘルパーがおスタッフは10名で運営している。報酬は、200円を事務所、500円をスタッフの報酬としている。

(3) サポート事業

「地域の茶の間 ふるさと」ではニデイサービス(宅老所)に加えてサポート事業を行っている。コミュニティビジネスとして注目される内容となっている。

施設内でのサービス

「子育てサポート」

授業参観や病院の通所時など、小さいお子さんを預かるサービス

「介護サポート」

家族が留守をする時介護が必要な高齢者をお世話するサービス

スタッフが訪問して行うサービス

「産前産後のサービス」

産前産後の家庭の家事・洗濯等を引受けるサービス

「家族介護のサービス」

在宅介護家庭の家事援助サービス(食事の世話・掃除・洗濯・買物・薬もらい)

「入院中のサポート」

家族が入院した場合の洗濯サービスや買物代行サービス

3. 社会ストックとしての住宅のリフォーム住み替えシステムの検討

人口の減少と小家族化+高齢化世帯の増加とともに、空き家・空き地の増加が目立ってきており、平成17年8月の時点で空き地33軒、空き家55軒と近年、その増加傾向が強まっている。

(1) 空き家・空き地化する要因

蓬萊団地は、建設後30年が経過し蓬萊第一団地を中心に、小家族化+高齢化世帯の割合が急速に増えている。また、蓬萊第二団地の場合、宅地が小さいため子供との2世帯同居を目的とした建て替えを行う際、建て詰まり感など街並み・家並みを大きく阻害することが懸念される。空き家・空き地化する主な要因として、

他の住宅地での子供との同居

自力生活が困難で入所系施設に移り住んでいる世帯

相続を受けたが既に自己所有住宅があるため空き家・空き地とせざるを得ない世帯

などが考えられる。蓬莱団地は一群の高齢者世帯となっており、開発段階の「若者の街」ではまだや適合できない状況となっている。

(2) 今後の課題

高齢化が進む蓬莱団地の人口減少に歯止めをかけ、循環型社会を目指すには、高齢者が安心して暮らすための施設整備や、高齢者が安心して暮らせるインフラの整備、若年層の移住策の推進や良好な街並み・家並みとコミュニティの継承などの対策に取り組んで行く必要がある。また、戸建て住宅居住世帯と公営住宅居住世帯の間には「若年層の共働き夫婦」が存在し、これらの活力ある世帯への居住提供が欠落しているため、中間層がない「富めるもの+貧しきもの」の組み合わせ世帯(居住地)となっている。これらに対しては戸建て住宅へ移行できる可能性の高い若年世帯のための公営住宅の建て替え供給など積極的な対策によりバランスのとれた選択肢の多い住宅地の再整備が必要であるとNPO法人は提案している。

(3) 住み替え・リフォームシステムの構築

NPO法人循環型社会推進センターでは、福島県建設産業団体連合会の参加団体が協力して、住宅のリフォーム、増改築工事、土地を探している方、住まいを処分したい方への相談サポートを行っている。世代間住み替えシステムの構築を進めており、蓬莱ショッピングセンターの1階に「よみちホール」を拠点とし様々な情報提供を行っている。つまり、空き家を簡単に壊すことなくリフォーム再生させ若い世代に住んでもらおうとする取り組みである。若い方からも戸建てを比較的安い価格で購入できると好評で、家を手放す方も大切な思い出が残るなどお互いにメリットがある。NPO会員の建築士の協力をえて「家を壊さなくてすっきり売ってほしい」という相談にのっている。資源物を壊さなくて生かし、再利用することで循環し、環境を守るシステム作りに取り組んでいる。



執筆者経歴

今野 孝敏(こんの たかし)

福島信用金庫ほうらい支店支店長

中小企業診断協会福島県支部法人会員(福島信用金庫)

福島信用金庫総合企画部次長、営業本部調査役を経て現在ほうらい支店支店長

第9章

循環型社会に適応した 創業活動





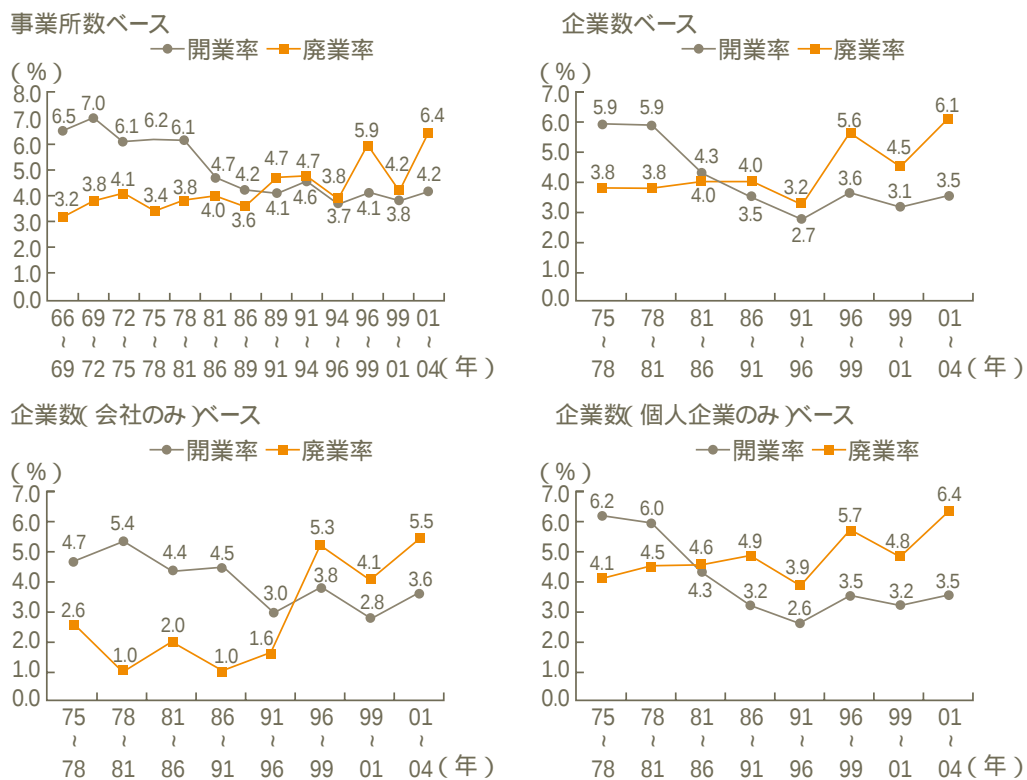
1. 創業の実態

我が国企業の大多数を占め、経済活力の源泉である中小企業の活性化が極めて重要であるが、市場環境の変化や競争の激化あるいは経営者の高齢化や後継者難などによる廃業が後を絶たない。

2006年中小企業白書では、総務省「事業所・企業統計調査」をもとに、最近の「事業所・企業」の開廃業の動向について触れている。

開業率は、1970年代から1990年代半ばまで長期にわたり低下傾向にあったが、近年は事業所数ベースで見ても、企業数ベースで見ても、開業率は下げ止まりから上昇に転じつつあることが分かる。（図表・1）しかしながら依然として、廃業率が開業率を上回っているという状況に変わりはない。（図表・1）

（図表・1）



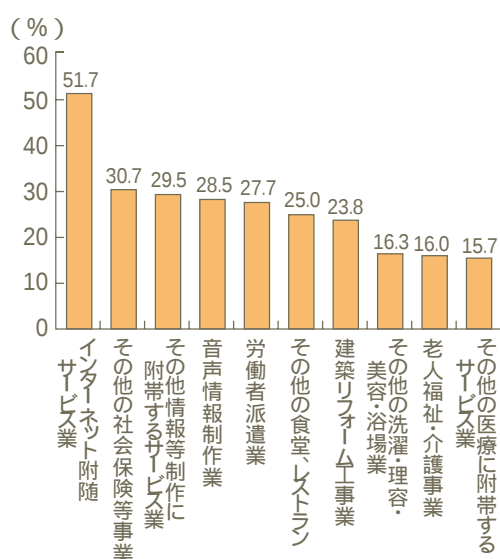
資料：総務省「事業所・企業統計調査」

- （注）1. 図 については、事業所を対象としており、支所や工場の開設・閉鎖、移転による開設・閉鎖を含む。
2. 1991年までは「事業所統計調査」、1994年は「事業所名簿整備調査」として行われた。
3. 開業率、廃業率の計算方法については、付属統計資料11の注を参照。

開業活動は業種によりばらつきが見られる。より詳細に、業種を小分類で見ると「インターネット附随サービス業」が51.7%と高く、次いで「その他の社会保険等事業」が30.7%、「その他情報等制作に附帯するサービス業」が29.5%と高くなっている。（図表・2）

これら上位業種には、情報化や人口の高齢化、就業形態の多様化に対応した業種が多く、時代の要請に対応した創業活動が活発に行われている様子がうかがえる。

（図表・2）



資料：総務省「事業所・企業統計調査」

（注）1. 業種分類は、総務省「日本標準産業分類」（2002年3月改訂）を基にしたものである。

2. 開業率＝年平均開業事業所数 / 2001年時点の事業所数×100（%）

産業小分類について

インターネット附随サービス業	サーバ・ハウジング業、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）、電子認証業、情報ネットワーク・セキュリティサービス業、ポータルサイト運営業等
その他の社会保険等事業	更正保護施設、更正保護協会、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、社会福祉協議会、共同募金会、善意銀行、授産所、年金資金運用基金、心身障害者福祉協会、民生保護寮、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、婦人相談所等
その他情報等制作に附帯するサービス業	映画出演あっせん業、映画フィルム現像業、タイトル書き業、ポストプロダクション業、貸スタジオ業（映画撮影・録音用）、レコーディングスタジオ、レコーディングエンジニア等
音声情報制作業	レコード会社、音楽出版会社、ラジオ番組制作業等
労働者派遣業	労働者派遣業等
その他の食堂、レストラン	朝鮮料理店、印度料理店、カレー料理店、焼肉店、エスニック料理店、無国籍料理店等
建築リフォーム工事業	建築リフォーム工事業、住宅リフォーム工事業、木造建築リフォーム工事業等
その他の洗濯・美容・浴場業	洗張業、張物業、湯のし業、染抜（しみぬき）業、染物屋、京染屋、丸染屋、染直し業、色揚げ業、染物取次業、エステティックサロン、コインシャワー業、寝具消毒・乾燥業、コインランドリー業、マニキュア業、ペディキュア業、ネイルサロン等
老人福祉・介護事業	特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、痴呆性老人グループホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）、老人福祉センター、高齢者生活福祉センター、老人憩いの家、老人介護支援センター
その他の医療に附帯するサービス業	アイバンク、腎バンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅菌業（医療用器材）等

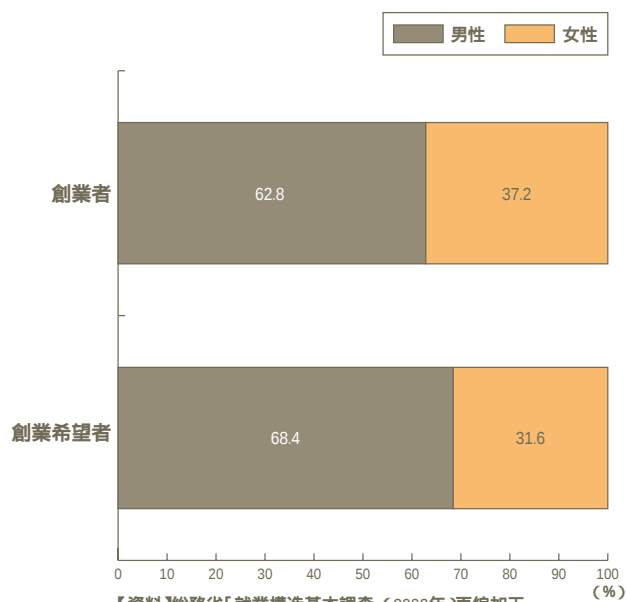
資料：総務省「日本標準産業分類」（2002年3月改訂版）

また、「創業希望者」に占める女性の比率は31.6%と低い。一方、実際の「創業者」に占める女性の比率は37.2%であり、女性の創業希望者は男性の創業希望者に比べて、創業の実現率が高いことが分かる。

（図表・3）



(図表・3)



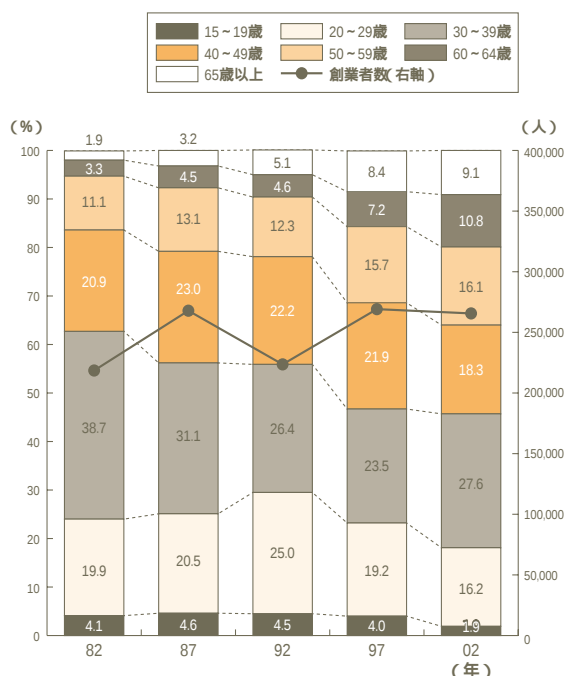
【資料】総務省「就業構造基本調査」(2002年)再編加工

- (注) 1. 創業者とは、過去一年間に職を変えた、あるいは新たに職に就いた者で現在は非一次産業の自営業主(内職者を除く)となった者を指す。
2. 創業希望者とは、転職希望者及び就業希望者の中で「自営業」と回答した者を指す。

また、高齢者で実際に創業した「創業者」は、実数・創業者全体に占める割合とも一貫して増加している。(図表・4)

最近の特徴として、高齢者の「創業希望者」が急増していることが挙げられ、今後の高齢者の更なる創業につながるものと期待されている。(図表・5)

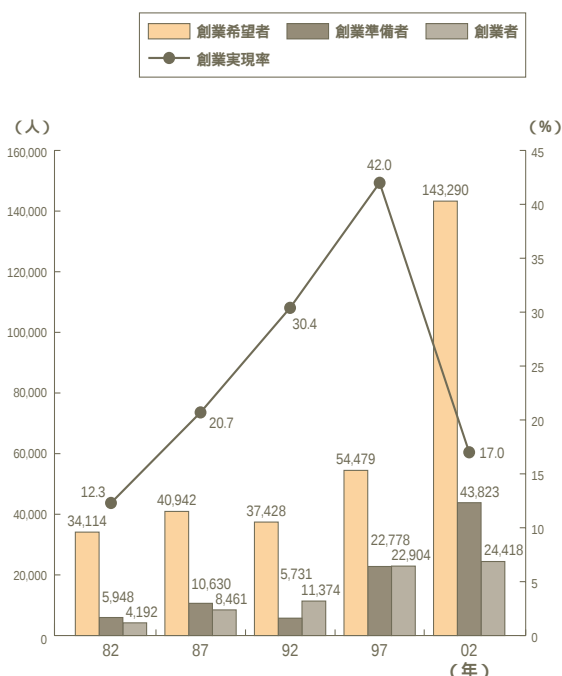
(図表・4)



【資料】総務省「就業構造基本調査」再編加工

(注) 創業者とは、過去一年間に職を変えた、あるいは新たに職に就いた者で現在は非一次産業の自営業主(内職者を除く)となった者を指す。

(図表・5)



【資料】総務省「就業構造基本調査」再編加工

(注) 1. 創業希望者とは、転職希望者及び就業希望者の中で「自分で事業をしたい(1979年～1997年)又は「自営業」(2002年)と回答した者を指す。

2. 創業者とは、過去一年間に職を変えた、あるいは新たに職に就いた者で、現在は非一次産業の自営業主(内職者を除く)となった者を指す。

3. 創業実現率=創業者数/創業希望者数

4. ここでは、高齢者とは65歳以上の者を指す。

2. 創業塾・第二創業塾受講者の実態調査

創業塾・第二創業コースを受講した、創業希望者および経営者等に対し、受講後の経営状況や受講に対する評価を中心に、その後の経緯や結果等、現状の実態を把握することを目的に、平成14年度～平成16年度に郡山商工会議所、須賀川商工会議所で実施された創業塾および第二創業塾を受講した個人または企業経営者へのアンケート調査結果【創業塾および第二創業コース受講生の動向調査報告書】(社団法人中小企業診断協会福島県支部)による調査結果報告<創業・経営している受講生の経営状況>では、今期の経営状況の評価を基準(「成長期」「安定期」「衰退期」)に、現在の経営上の問題点を聞いている。



全体(件数29)では「利益が出ない」との回答が最も多く51.7%であった。次いで「新規顧客を開拓できない」41.4%、「競合他社や新規参入業者による競争の激化」37.9%、「顧客の深堀ができない」34.5%、などとなっている。

また、成長期(件数8)における経営上の問題点は、「マネジメントノウハウが不足していること」が最も多く50.0%、次いで「利益が出ないこと」「売上が上がらないこと」「顧客の深堀ができないこと」が37.5%となっている。

安定期(件数6)における経営上の問題点は、「新規顧客が開拓できないこと」「競合他社や新規業者参入による競争の激化」「顧客の深堀ができないこと」が66.7%となっている。

衰退期(件数14)における経営上の問題点は、「利益が出ないこと」が最も多く64.3%、次いで「競合他社や新規業者参入による競争の激化」50.0%となっている。

また、平成17年8月11日～8月23日、日本商工会議所で行なわれた「平成16年度「第二創業コース」修了者に対する追跡アンケート調査結果について」によると、「新事業展開に至る間の問題点」については、「マーケティング(営業・取引先・顧客開拓)」が最も多く54.7%、次いで「人材(スタッフ・パートナー)の確保」39.1%、「資金調達」37.5%、「技術・専門知識の不足」25.0% などとなっている。

“新事業展開後発生した問題点”については、「売上の確保」が最も多く54.7%、次いで「利益の確保」43.8%、「従業員の育成・確保」32.8%、「取引先の確保」29.7%、「資金調達」25.0% などとなっている。

さらに、“新事業展開にあたっての問題点”については、最も多いのが「事業計画(ビジネスプラン)が未完成」62.0%で、次いで「人材確保ができない」21.3%、「採算のめどが立たない」16.7%、「その他」18.5%、「取引先の開拓ができない」13.0%、「資金調達がうまくいかない」11.1%、「商品化ができない」11.1%と続いている。

これらの結果から「創業者の抱える問題点」をどう解決させていくかが重要となる。このような問題を放置しておくと、創業して事業を続けなければ続けるほど「資金不足」に陥ってしまうケースも考えられる。

「開業率」は増加しても「継続率」が伴わなければ、社会的損失が生じる可能性も否めないのではないだろうか。

3. 実態調査からみた課題と対応策

前項のアンケート結果に関しては、開業後に発生する「創業者の抱える問題」をどう解決させていくかが重要になる。

今回の結果を見る限りでは「新事業展開に至る間の問題点」において最も多い「マーケティング(営業・取引先・顧客開拓)」が、“新事業展開後発生した問題点”の「売上の確保」「利益の確保」に直結していると考えられる。同様に「人材(スタッフ・パートナー)の確保」が「人材確保ができない」につながり、「資金調達」の問題は「資金調達がうまくいかない」に結びついていると考えられる。

また、「新事業展開にあたっての問題点」については、最も多いのが「事業計画(ビジネスプラン)が未完成」であることがあげられるが、精細な事業計画書を作成したとしても事業の進行とともに発生する様々なアクシデントにより、修正を余儀なくされることも念頭に於かざるを得ないだろう。

したがって、問題解決のための課題を「マーケティング」「人材確保」「資金調達」という側面から考察したい。

(1)マーケティング

マーケティングに関しては、創業者がそれまでにどのような仕事をしてきたのかが大きな要素となる。創業者には様々なタイプがあり、集客が得意な人、個人セールスが得意な人など、タイプに応じて用いる手法も異なる。全く経験のないマーケティング手法を使っても効果があがらず挫折する例も多いことから、どのような手法をとるかは事前にしっかり検討しておきたい。

販売主体、顧客層、提供主体、販売方法、立地、販売条件、販促方法、営業時間、差別的優位性などをしっかりと事業計画書に落とし込み、根拠のあるデータを用いて数値化することが重要になる。

(2)人材確保

人材確保についても、創業者が組織マネジメントを経験しているか否かが重要なポイントになる。よい人材を集めるノウハウがあれば比較的解決しやすい問題だが、全く経験がない場合は人を雇う事業を行う際には十分な検討が必要といえる。また、人材投資という側面から考えて数値化された事業計画書の作成が重要となる。

(3)資金調達

資金調達については、事業計画書の作成が非常に重要となる。開業投資計画、事業収支計画、目標利益の設定、損益分岐点売上高の算出、資金繰り計画の策定、運転資金見積もり、固定資金見積もり、資金繰り計画、見積もり資金繰り表、売上収入(現金収入)の予測、仕入支出金額の予測、事業の採算性をしっかりと把握する必要がある。資金については最低でも50%以上の自己資金がない場合は、開業そのものを見直したほうがよい。

4. 循環型社会に適応した社会起業家

現在、環境と経済が両立する循環型社会を形成するための政策が多々打ち出されており、これは、自然環境を汚染・破壊しないだけでなく健全で持続可能な経済活動を保証するものであるといえる。

このような考え方からすれば、循環型社会に適応した創業活動が大切といえるのではないだろうか。

創業者は、単に収入を得る手段として事業を起こすだけでなく、自己実現のために、そして地域社会や他の企業がカバーしきれない、生活者が困っている問題を発見し、その問題解決のために「使命感」



を持って取り組むことが求められている。

事業を成長・発展させるためのマネジメントをしっかりと行い、リーダーシップを発揮し、地域社会やステークホルダーとの良好な関係を構築し、エコミ―とエコロジーを両立させた新たな仕組みを創り出せる「社会起業家」としての事業活動を行なうことが望ましい。

また、支援する側もこのような資質を持った社会起業家を育成し続けることによって、循環型社会に適応した企業が多々生まれるものと考えられる。

[参考] 2006年中小企業白書(中小企業庁)

創業塾及び第二創業コース受講生の動向調査報告書(社団法人中小企業診断協会福島県支部)

平成16年度「第二創業コース」修了者に対する追跡アンケート調査結果について(日本商工会議所)



執筆者経歴

菅野 覚(すがの さとる)

中小企業診断協会福島県支部会員

おわりに

「循環型社会についてどのようにお考えですか?」または「循環型社会実現のためにあなたはどのような行動をとっていますか?」と街頭でインタビューすれば、10人中7～8人は「は?...」となるのではないだろうか。これに対し「地球温暖化についてどのようにお考えですか?」または「ゴミ減量化のためにどのような行動をとっていますか?」と質問すれば今度は10人中7～8人は「私は～」と自身の考え、行動を答えるのではないだろうか。

このように個々の問題として、一方向からの視点で省資源、リサイクル等を考える機会は多く、認知度は高いと思われるが、「循環型社会の実現」という大きな問題として、トータルな視点から考える機会は少なく一般社会における認知度も低いのではないのか。私もこの調査研究事業に参加するまで循環型社会は3R、環境の分野であると平面的に捉えていた。しかし今回の調査研究事業でも明らかなように循環型社会の実現は持続可能な社会の実現であり、環境分野にとどまらず、地域、人材、事業継承等非常に幅広く、奥深いテーマである。

今回の調査研究は「地域活性化、地方の再生を循環型社会の構築によって実現させる」という視点から渡辺正彦先生がドッキングゲートを開設し、渡辺先生を含む9人の先生方がそれぞれの得意分野を活かしながらドッキングしたものである。よって林業、商業、農業、建設業といった業種からのアプローチ、商店街、団地といった地域、コミュニティからのアプローチ、国際的視野からのアプローチ、意識改革を含めた人材育成、事業継承からのアプローチ等非常にバラエティ豊かであった。

本来であれば、これらを体系的にまとめ方向性を見出し、提言等を行うべきなのかもしれないが、今回は敢えて行わない。それは、この報告書はゴール(集大成)ではなくスタート(問題提起)であると考えからである。この報告書を契機に循環型社会実現による地域経済の復活に向けた議論、行動が活発になり地方経済が回復し地域間格差が縮小するものと確信したい。

最後になりますが、今回の調査研究事業について深い理解を示し御教授いただくとともに自らもドッキングして頂いた三浦支部長、ゲートを設置しこの機会を支部会員各位に提供していただいた渡辺副支部長はじめゲートドッキングいただいた先生各位に心より御礼申し上げます。



プロジェクトチーム総括 高城 卓也
㈱東邦銀行福島中央市場支店副支店長
中小企業診断協会福島県支部会員

平成18年度 マスターセンター補助事業

循環型社会とはなにか

「地方における循環型社会の実現」にかかる調査研究事業 報告書

平成19年1月

発行日 平成19年1月

発行者 社団法人 中小企業診断協会福島県支部

〒960-8165 福島県福島市吉倉字吉田83

TEL. 024-546-2447

FAX. 024-546-2447

URL <http://www.jade.dti.ne.jp/~jsmeca07/>

印刷 株式会社 ミダコーポレーション

〒963-0724 福島県郡山市田村町上行合字北川田22-1

TEL. 024-942-0005

FAX. 024-942-2233

URL <http://www.media-yoshida.co.jp/>

無断転載・無断複写複製 コピー を禁じます。

©2007 RMC Fukushima, Printed in Japan.

本報告書は、地球にやさしい 「FSC認証紙」を全ページに使用しています。

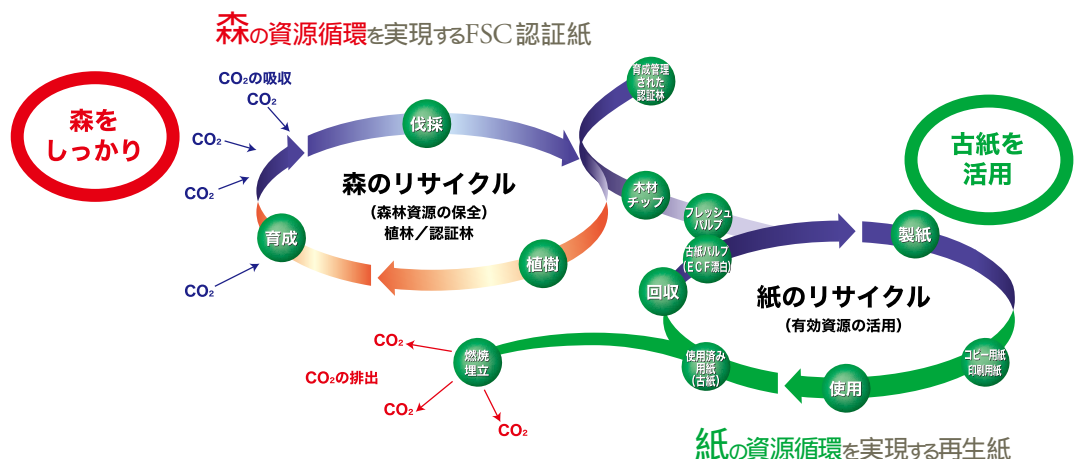
環境に配慮した印刷紙というと、一般的にはエコマークでおなじみの再生紙しか知られていませんでした。しかし、本報告書で使用しているこの「FSC認証紙」は、一般的な紙と変わらない品質と優れた環境性能を持つ新しい印刷紙として、WWFなど多くの自然保護団体が推奨しています。

FSC(Forest Stewardship Council: 森林管理協議会)とは、木材商品の生産・加工・流通に携わる民間企業や環境NPO、先住民団体など25カ国に及ぶグループの代表130人が参加し、1993年に設立された国際NPOです。FSC認証は、森林環境保全に配慮し、地域社会の利益にもかなう、経済的にも継続可能な形で生産された木材を認証するだけでなく、森林認証にはFM認証とCoC認証の2通りがあります。FSC認証材の利用を通じて、長期的な森林保護の支援につながります。また、FSC認証材を使用した製品を買うことで、消費者も世界の森林保全に寄与することができます。

再生紙は生産時に大量の石油を使うためCO₂を排出しますが、古紙パルプ100%の再生紙に比べ、FSC認証紙ならCO₂排出量をおよそ3分の1も減らすことができます。「再生紙は新生紙より環境にやさしい」と思われがちですが、必ずしもそうは言い切れません。再生紙とFSC認証紙、用途に応じた使い分けが重要なのです。

FM認証: 第三者機関により継続可能な森林経営が行なわれていることを評価・認証します。

CoC認証: 認証を受けた木材が加工流通の段階で、他の木材と混ざることなく管理されていることを評価・認証します。



FSCの詳細については、FSC日本推進会議の公式ホームページをご覧ください。 <http://www.fsc-japan.org/>
FSC Trademark © 1996 Forest Stewardship Council A.C.

